

保証利用のご案内

令和5年度 保証制度一覧表



©光プロダクション

目 次

1. 信用保証協会はどんなところ？利用するメリットは？	
(1)信用保証協会とは.....	1
(2)信用補完制度のしくみ.....	1
(3)信用保証ご利用のメリット.....	1
2. 信用保証協会を利用できるのはだれ？	
(1)ご利用いただけるお客様.....	1
①区域要件.....	1
②企業規模（資本金、従業員数）.....	1
(2)ご利用できない方.....	2
(3)許認可等の確認を必要とする事業.....	3
①確認方法.....	3
②許認可等業種一覧表.....	3
③建設業の許可について.....	5
④ご利用いただく方（申込人）と許認可等の名義人が異なる場合.....	5
3. 保証できる金額はいくら？連帯保証人は必要？	
(1)保証限度額.....	5
(2)連帯保証人.....	6
(3)経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて.....	7
4. 責任共有制度って何？	
(1)責任共有制度の目的.....	8
(2)責任共有制度における信用保証協会と金融機関との関係.....	8
(3)責任共有制度の対象となる保証制度.....	8
5. 信用保証協会に納める信用保証料はどのくらい？	
(1)信用保証料率の決定方法.....	8
(2)信用保証料の計算・徴収方法.....	9、10、11
6. マイナンバー制度への対応について	11
7. 信用保証協会団体信用生命保険制度をお役立てください！	
(1)信用保証協会団体信用生命保険制度の目的.....	12
(2)ご加入いただけるお客様.....	12
(3)加入対象となる融資.....	12
8. 創業支援・経営支援	13
9. 新型コロナウイルス感染症対策関連資金制度一覧	14
10. 豊富な保証制度がそろっていますので、資金ニーズにあわせてご利用ください！	
(1)保証制度一覧表.....	16
(2)たとえば、こういうときに！	
①創業時や創業後間もないときに応援してほしい！	→ 創業保証 16 県の創業保証 32 市町の創業保証 38、44
②小規模企業者向けの100%保証を利用したい！	→ 小口零細企業保証 16
③簡易な手続きで反復継続して資金調達したい！	→ 当座貸越根保証 16 事業者カードローン 18
④直接金融により資金調達の多様化を図りたい！	→ 中小企業特定社債保証 18
⑤売掛債権または棚卸資産を担保に資金調達したい！	→ 流動資産担保融資保証 18
⑥低金利の制度融資を利用したい！	→ 県市町制度保証 32
(3)信用保証料率表（リスク考慮型保証および地方公共団体補助対象保証制度）	48
(4)取扱金融機関一覧表（取扱金融機関が定められている保証制度）	52
11. 保証申込に必要な書類は？	53
12. 信用保証協会の事務担当窓口はどこ？	54

◆ 基本理念 ◆

私たちちは事業の維持・発展に努力する中小企業とのふれあいを大切にし
「親しまれ」「信頼される」信用保証協会をめざして地域社会に貢献します

◆ 行動指針 ◆

- 私たちちはお客様とのふれあいを大切にし信頼に応えます
- 私たちちはお客様の信用を創造しかぎりない発展を応援します
- 私たちちは最良のパートナーをめざして自己革新にチャレンジします
- 私たちはよりよいコミュニケーションで希望に満ちた職場をつくります

信用保証協会とは

信用保証協会は、公的保証人としての金融支援をはじめ、創業支援、経営支援など様々な取り組みにより中小企業・小規模事業者のみなさまをサポートする公的機関です。

信用保証協会（以下「保証協会」といいます。）は、**信用保証協会法**に基づき設立された公的機関で、全国に 51（各都道府県と横浜、川崎、名古屋、岐阜の 4 つの市）の保証協会があります。

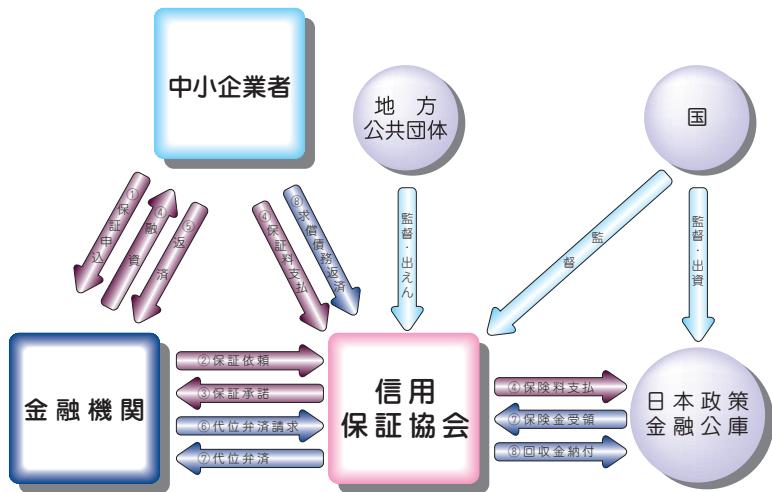
「信用保証協会」という名称は、信用保証協会法に基づくもの以外が使うことはできません。

【信用補完制度のしくみ】

信用補完制度は、「中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」といいます。）、金融機関、保証協会の三者から成り立つ**信用保証制度**」と「保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」といいます。）に対して再保険を行う**信用保険制度**」の総称です。

信用保証制度は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れるときに、保託協会が公的な保証人になることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的としています。

万一、何らかの事情により、中小企業者が借入金を返済できなくなったときは、保証協会が中小企業者に代わって金融機関に**代位弁済**します。



信用保険制度は、信用保証業務に伴うリスクを保険によってカバーし、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

保証協会は、保証した借入金について日本公庫の信用保険をかけ、代位弁済したときは、日本公庫からその一定の割合を**保険金**として受け取ります。また、中小企業者から代位弁済金（求償債務）の返済を受けたときは、受領した保険金の割合に応じた額を日本公庫へ**納付**します。

【信用保証を利用するメリット】

(1) 金融機関からの融資がスムーズに受けられます。

- ① 金融機関との取引が初めての方、取引実績が浅い方でも金融機関からの融資がスムーズに受けられます。
- ② 金融機関固有の融資（プロパー融資）と保証協会の保証付融資（以下「保証付融資」といいます。）を併用することで、金融機関の融資枠が拡大されます。

(2) 長期借入、反復継続の借入など、中小企業者の多様な資金ニーズに応じた保証制度がそろっています。また、地方公共団体の制度融資もご利用いただけます。

(3) 不動産担保を有効活用できます。

- ① 保証協会に不動産担保をご提供いただく場合、登録免許税が 4/1000 から 1.5/1000 に軽減されます。
- ② いずれの金融機関からの借入にもご利用いただけます。

ご利用いただけるお客様

次の要件を満たす中小企業・小規模事業者であれば、ほとんどの方が保証付融資をご利用いただけます。

保証付融資の資金使途は、事業に必要な運転資金または設備資金に限られます。

1. 区域要件

(1) 個人の場合

長崎県内に住居または事業所のいずれかを有している方。

(2) 法人の場合

長崎県内に本店または事業所のいずれかを有している法人。

2. 企業規模（資本金、常時使用する従業員の数）

「資本金（資本金の額または出資の総額）」または「常時使用する従業員の数」のいずれかが、後記表内の基準に該当すれば保証の対象となります。また、事業協同組合、協業組合等、特定の組合も対象となります。

[中小企業信用保険法に定める「中小企業者」、つまり、個人、会社、医業を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人）、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）および特定の組合であって、保証対象業種を営む方が対象となります。]

※会社とは、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社および士業法人（監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人および行政書士法人）を指します。

※医業とは、当該法人が診察室等を設置し、医師、看護師等を有する等、医療行為が行われることを前提とするものをいいます。例えば、病院、一般診療所、歯科診療所、介護老人保健施設、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センターおよび獣医業を指します。

業種（主たる事業）	資本金	従業員
製造業・建設業・運輸業ほか	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業注)	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
医業を主たる事業とする法人		300 人以下

常時使用する従業員は、次のとおり取り扱います。

①臨時の従業員は含まれませんが、**名目は臨時雇用であっても事業の経営上不可欠な人員は従業員に含まれます。**

例えば、スーパー・マーケットのパート（レジ係）、新聞販売店のアルバイト（配達員）など。

②個人事業主の家族従業員は、有給であっても、**事業主と生計を一にしている三親等内の親族**であれば含まれません。

③法人の役員は含まれません。

※兼業者の従業員数は、主たる事業における従業員数でなく、企業全体で一定人員以下であることを要します。

※NPO 法人は、常時使用する従業員の数が 300 人（小売業は 50 人、卸売・サービス業は 100 人）以下の法人が対象になります。

※旅行業はサービス業に含まれますが、企業規模の判定は左記製造業の範囲に区分されます。

※飲食業、持ち帰り・飲食配達サービス業は、小売業に含みます。

※ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く）を主たる事業とする会社および個人は従業員 900 人以下となります。

【小規模企業者の定義（中小企業信用保険法）】

- ①常時使用する従業員の数が 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下の会社および個人であって、特定事業を行うもの。
- ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社および個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの。（宿泊業・娯楽業は 20 人以下の会社および個人）
- ③事業協同小組合であって、特定事業を行うもの、またはその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を行う者であるもの。
- ④特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が 20 人以下のもの。
- ⑤特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの。
- ⑥医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下のもの（①～⑤に掲げるものを除く）。
- ⑦特定事業を行う NPO 法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人（商業・サービス業は 5 人）以下のもの。

【業種】

- ①「日本標準産業分類」に準拠して取り扱いますが、一部の業種・業態において異なる場合があります。
- ②小規模企業者の定義における商業とは卸売業と小売業のことを指します。
- ③小売業者・卸売業者に対して商品を販売するもの、または産業用使用者に業務用として商品を販売するものは卸売業、個人用（個人経営の農林漁業者を含む。）または家庭用消費のために商品を販売するものは小売業に分類されます。
- ④建設業関係の事業でも、その主目的により建設業以外の業種に分類されるなど、個々の実態により分類が異なる場合があります。

ご利用できない方

- ①公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、有限責任事業組合（LLP）。
〔一般社団（財団）法人等で一部の保険特例措置において「中小企業者」とみなされ、保証の対象となる場合があります。〕
- ②休眠会社（最後の登記後 12 年以上経過した株式会社で、会社法により休眠会社として解散したものとみなされるもの）および休眠組合（中小企業等協同組合法により休眠組合の適用を受けるもの）。
- ③農業、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く。）、一部のサービス業など。
〔ただし、農林漁業において製造加工設備を有し製造行為を行っている場合など、**以上の業種であっても、業態によっては保証の対象**となりますので、詳しくは当協会までご照会ください。また、令和 2 年 5 月 15 日以降の保証申込受付分より、中小企業保険法における中小企業者の判定等について変更があり、パチンコホールや場外車券場・馬券場、易断所なども保証対象先に含まれるようになりました。〕
- ④許認可等を必要とする事業の場合は、その許認可等を受けていない方。
- ⑤「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」といいます。）第 2 条第 1 項の適用を受ける風俗営業（まあじゅん屋、ゲームセンター、スロットマシン場、ダーツバーを除く）で、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがある方。

- ⑥風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業。
- ⑦手形、小切手、電子記録債権について、不渡後（電子記録債権においては支払不能後）6か月経過していない方（6か月経過しても不渡手形の買戻しをしていない方を含みます。）および銀行取引停止処分を受け2か年経過していない方。
- ⑧破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始等の法的手続中（申立中を含みます。）の方および差押、仮差押等の法的措置を受けている方、または私の整理中であって事業継続の見通しが立たない方。（ただし、事業再生保証の対象となる方を除きます。）
- ⑨保証協会（当協会以外の保証協会を含みます。以下同じ。）の代位弁済を受け、求償債務が残っている方およびその事業承継者、相続人、債務引受人、割引手形の振出人。
- ⑩原則として、保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方の連帯保証人およびその事業承継者、相続人、債務引受人。
- ⑪保証協会の保証付融資または金融機関固有の融資（プロパー融資）について、延滞等の債務不履行がある方。
- ⑫次に該当し、改善の見通しがない方。
- ・粉飾決算を行っている場合。
 - ・融通手形操作を行っている場合。
 - ・高利債を利用している場合。
 - ・税金や社会保険料を滞納している場合。
- ⑬保証協会が反社会的勢力であると判断した方。
- ⑭業態・事業内容が非合法関連、賭博性・投機性の高いものおよびマルチ商法的なものと保証協会が判断した方。
- ⑮既存の保証付融資を、合理的な理由なく使途目的以外に流用している方。
- ⑯保証申込について、金融斡旋屋、反社会的な団体など第三者が介入している方。
- ⑰その他、保証協会が不適当であると判断した方。

※上記⑦～⑯に該当する方が代表者または実質経営者である法人や関連企業も本人と同様にご利用できません。

許認可等の確認を必要とする事業

許認可等の確認を必要とする事業は、原則として後記一覧表の業種となっていますが、それ以外の業種についても、必要に応じ確認させていただく場合があります。

確認のため、次のとおり、**許認可証等の写し**（以下「許認可証」といいます。）をご提出いただきます。

なお、開業資金、出店資金など、許認可等の取得が融資実行後となる場合は、取得次第、ご提出いただきます。

①許認可等を必要とする事業を行っている場合は、当該事業の許認可証。

②許認可等を必要とする複数の事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていない場合は、主たる事業（原則として、売上高等が概ね60%以上の事業）の許認可証。

③許認可等を必要とする事業と必要としない事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていない場合は、許認可等を必要とする事業の売上高等が、原則として概ね30%以上であれば、その許認可証。

④許認可等を必要とする同一事業を多店舗展開している場合は、主たる店舗（1店舗）にかかる許認可証と保証協会所定の宣誓書（他の店舗についての確認）。

⑤資金使途が許認可等を必要とする特定の事業（店舗）に限定されている場合は、その事業（店舗）にかかる許認可証。

業種		許認可等	根拠法	有効期限	処分権者
鉱業	採石業	登録	採石法（第32条）	—	県知事
	砂利採取業	登録	砂利採取法（第3条）	—	県知事
建設業	建設業	許可	建設業法（第3条）	5年	国土交通大臣（地方整備局長） または県知事【注①】
	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（第3条）	5年	経済産業大臣（経済産業局長） または県知事【注①】
製造業	食料品製造業	許可	食品衛生法（第55条）	5年を下らない期間	県知事または市長【注②】
	酒類製造業	免許	酒税法（第7条）	—	税務署長
	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（第8条）	—	税務署長
	第1種高压ガス製造業	許可	高压ガス保安法（第5条）	—	県知事
	医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合を除く。）	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条）	5年または6年【注③】	厚生労働大臣または県知事【注④】
	医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合に限る。）	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条の2の2）	5年	厚生労働大臣
	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2の3）	5年	厚生労働大臣
	再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の22）	5年	厚生労働大臣
	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12条の2）	—	経済産業大臣（経済産業局長）
	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12条の9）	—	経済産業大臣（経済産業局長）

業種		許認可等	根拠法	有効期限	処分権者
運輸業	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)	許可	道路運送法(第4条)	一	国土交通大臣(地方運輸局長)
	一般旅客自動車運送事業 (一般貸切旅客自動車運送事業に限る。)	許可	道路運送法(第4条、第8条)	5年	国土交通大臣(地方運輸局長)
	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(第43条)	一	国土交通大臣(地方運輸局長)
	自家用有償旅客運送事業	登録	道路運送法(第79条)	2年または5年 更新時2年・3年・5年【注①】	国土交通大臣(地方運輸局長)
	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(第3条)	一	国土交通大臣(地方運輸局長)
	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(第35条)	一	国土交通大臣(地方運輸局長)
卸売・小売業	食料品販売業	許可	食品衛生法(第55条)	5年を下らない期間	県知事または市長【注②】
	酒類販売業	免許	酒税法(第9条)	一	税務署長
	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第12条)	5年または6年【注③】	厚生労働大臣または県知事【注④】
	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第23条の2)	5年	厚生労働大臣または県知事【注④】
	再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第23条の20)	5年	厚生労働大臣または県知事【注④】
	再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第40条の5)	6年	県知事
	医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第24条)	6年	県知事または市長【注⑤】
	薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第4条)	6年	県知事
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第39条)	6年	県知事
	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(第3条)	一	経済産業大臣(経済産業局長)または県知事【注①】
	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(第3条)	一	経済産業大臣(経済産業局長)
	家畜商	免許	家畜商法(第3条)	一	県知事
不動産業	古物営業【注⑩】	許可	古物営業法(第3条)	一	県公安委員会
	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(第3条)	5年	国土交通大臣(地方整備局長)または県知事【注①】
飲食店・宿泊業	飲食店	許可	食品衛生法(第55条)	5年を下らない期間	県知事または市長【注②】
	(上記のうち風俗営業店)	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(第3条)	一	県公安委員会
	旅館業	許可	旅館業法(第3条)	一	県知事または市長【注②】
	住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法(第3条)	一	県知事
医療・福祉	病院・診療所・助産所	許可	医療法(第7条)	一	県知事または市長【注⑥】
サービス業	まあじゃん屋、パチンコ屋、ゲームセンター等娯楽業	許可	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(第3条)	一	県公安委員会
	建築士事務所	登録	建築士法(第23条)	5年	県知事
	測量業	登録	測量法(第55条)	5年	国土交通大臣(地方整備局長)
	浴場業	許可	公衆浴場法(第2条)	一	県知事または市長【注②】
	興行場	許可	興行場法(第2条)	一	県知事または市長【注②】
	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第7条)	2年	市町長
	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第14条)	5年または7年【注⑦】	県知事または市長【注②】
	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第14条の4)	5年または7年【注⑦】	県知事または市長【注②】
	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(第35条)	期限を付することができる(概ね2年)	市町長
	自動車特定整備事業【注⑨】	認証	道路運送車両法(第78条)	一	地方運輸局長
	医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第40条の2)	5年	厚生労働大臣または県知事【注④】
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業【注⑧】	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(第39条)	6年	県知事
有料職業紹介事業	有料職業紹介事業	許可	職業安定法(第30条)	3年 (更新時5年)	厚生労働大臣
	労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(第5条)	3年 (更新時5年)	厚生労働大臣

【注①】二以上の都道府県の区域内に営業所を設ける場合は大臣(一局の管轄区域内は局長)、県内のみは県知事。

【注②】長崎市および佐世保市は市長、その他は県知事。

【注③】薬局製造販売医薬品の製造および製造販売は6年、その他は5年。

【注④】薬局製造販売医薬品の製造および製造販売、ならびに人に使用する医薬品等の製造、製造販売および修理等は県知事、その他は厚生労働大臣。

【注⑤】店舗販売業について、長崎市および佐世保市は市長、その他は県知事。

配置販売業、卸売販売業については、すべて県知事。

- 【注⑥】 病院は県知事。診療所および助産所については、長崎市および佐世保市は市長、その他は県知事。
ただし、臨床研修等終了医師または臨床研修等終了歯科医師が診療所を開設する場合、および助産師が助産所を開設する場合は許可不要(届出)。
- 【注⑦】 産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有する者として環境省令で定める基準に適合するものに係る更新期間は7年。
- 【注⑧】 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいう。
- 【注⑨】 自動車分解整備事業について、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)により分解整備の範囲が拡大され電子制御装置整備が追加(特定整備と定義)。これに伴い「自動車分解整備事業」が「自動車特定整備事業」となり、旧法における自動車分解整備事業の認証は新法の自動車特定整備事業の認証とみなされる。特定整備にかかる事業を行っている事業所は令和6年3月31日までに新法における自動車特定整備の認証が必要。
- 【注⑩】 従来、営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けることが必要であったが、令和2年4月1日以降は主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければその他の都道府県に営業所等を設ける場合は届け出で足ることへ変更。法改正前の許可を有す場合は主たる営業所を管轄する公安委員会への届出が必要。
- 【注⑪】 自家用有償旅客運送事業のうち、自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送(事業者協力型自家用有償旅客運送)に係る登録の有効期間および当該登録の更新に際し是正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は5年である。

【建設業の許可について】

次に該当する工事のみを請け負うことを事業とする場合、許可は必要ありません(金額は消費税含む)。

(1)建築一式工事にあっては、工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事、または、延べ床面積が150m²に満たない木造住宅工事。

(2)建築一式工事以外の建設工事にあっては、工事1件の請負金額が500万円に満たない工事。

なお、電気工事業の場合、工事1件の請負金額が500万円に満たない工事のみを請け負う場合であっても、電気工事業の登録は必要となります。

平成28年6月1日(法施行日)以後、解体工事を営む者は解体工事業の許可が必要となります。

【ご利用いただく方(申込人)と許認可等の名義人が異なる場合】

申込人と許認可等の名義人が異なる場合の取り扱いは次のとおりです。

(1)申込人が個人事業者であって、許認可等の名義人が異なる場合は、申込人名義で許認可等を取り直す必要があります。
ただし、次のような場合は許認可等の名義人が異なっていても差し支えありません。

①生活衛生関係の事業(食料品製造業、食料品販売業、飲食店営業、興行場営業、旅館業および浴場業に限る。)ならびに酒類販売業および酒類製造業であって、許認可等の名義人が申込人と親子、夫婦、兄弟等、三親等内の親族である場合。

②上記①以外の事業であっても、許認可等の名義人が申込人と親子、夫婦、兄弟等、三親等内の親族であり、かつ、宣誓書の提出がある場合若しくは当該許認可等の名義人を連帯保証人とする場合。

ただし、連帯保証人とする場合は保証意思宣言公正証書の作成が必要となります。

(2)法人成り企業において、許認可等の名義が個人名義のままである場合は、法人名義で許認可等を取り直す必要があります。ただし、上記①記載の事業である場合は、許認可等の名義が法人成り前の経営者個人(三親等内の親族を含む。)のままであっても差し支えありません。この場合、法人成後の最初の許可更新時において、法人名義での許可更新をお願いします。

(3)第三者が許認可等を受けていることにより、改めて許認可等を受けなくとも差し支えないものとされている場合(例えば、百貨店内に出店している飲食業者のように許可の前提となる施設の賃貸を受けている場合)は、当該第三者名義の許認可等の確認が必要となります。

保証限度額

一中小企業者である法人・個人にご利用いただける保証限度額は次のとおりです。なお、()内金額は組合の場合です。

		一般保証枠(個人・法人)	別枠(経営安定関連等)	更に別枠(危機関連)
保証限度額	普通保証	2億円(4億円)	2億円(4億円)	2億円(4億円)
	無担保保証	8,000万円(8,000万円)	8,000万円(8,000万円)	8,000万円(8,000万円)
	計	2億8,000万円(4億8,000万円)	2億8,000万円(4億8,000万円)	2億8,000万円(4億8,000万円)

①国の施策による特別の資金を対象とした保証では、上記の一般保証枠とは別枠で各制度ごとに保証限度額が定められています。

②関連企業(代表者または実質経営者が同一である、会社の役員構成・資本構成が重複しているなど)がある場合は、原則として、関連企業の保証債務残高を含め、上記保証限度額の範囲で取り扱います。

③他の保証協会のご利用がある場合は、その保証債務残高を含め、上記保証限度額の範囲で取り扱います。

④部分保証の場合は、80%保証のため、貸付限度額は保証限度額の1.25倍の金額となります。県市町制度においては部分保証の場合であっても、貸付限度額は保証限度額と同額と定められています。

なお、部分保証については、後述の「責任共有制度」をご参照ください。

連 帯 保 証 人

法人代表者は連帯保証が必要となる場合があります。(連帯保証を不要とする保証については後記「経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて」をご覧ください)

法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

なお、次のような特別な事情がある場合は、法人代表者以外であっても連帯保証人になっていたことがあります。

- ・実質的な経営権を有している方が連帯保証人となる場合。
- ・営業許可名義人または経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合。
- ・経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合。
- ・財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合。

【保証意思宣言公正証書の作成に関するご説明】

(1)保証意思宣言公正証書について

〈対象者〉

民法の規定により、信用保証委託契約の連帯保証人になるとする個人の方（以下「保証予定者」といいます。）は、その保証契約を締結する前に、公証役場において公証人による保証意思の確認を受けたうえで、その保証意思が公証された保証意思宣言公正証書（以下「公正証書」といいます。）を作成してもらう必要があります。なお、この公正証書の作成は、保証予定者が以下に掲げる方にあたる場合には不要とされています。

①委託者が法人の場合

- ・委託者の理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
- ・委託者の議決権の過半数を直接的・間接的に有する株主等

②委託者が個人の場合

- ・委託者と共同して事業を行う者
- ・委託者が行う事業に現に従事している委託者の配偶者

※公証人は、判事や検事などを長く努めた法律実務経験者の中から法務大臣により任命されます。公証人がその権限において作成する公文書のことを「公正証書」といいます。

(2)公正証書の作成場所

公正証書を作成してもらうためには、信用保証委託契約の保証予定者本人（代理人は不可）に、公証役場を訪問していただく必要があります。

近隣の公証役場（長崎公証人合同役場、諫早公証人役場、島原公証人役場、佐世保公証人役場）

※公証役場の一覧は、日本公証人連合会のウェブサイトでご確認いただけます。

※公証役場を訪問することが著しく困難な場合には、例外的に、公証役場外（病院等）での手続が認められることもありますので、公証役場にご相談ください。

(3)公正証書の作成・交付に必要となる手数料（2023年4月1日現在。詳細は公証役場にご確認ください。）

公正証書の作成には、保証契約1件につき1万1,000円の作成手数料がかかります（そのため、信用保証をご利用いただく際は、信用保証委託契約と貸付契約それぞれの連帯保証人として、手数料が合計2万2,000円かかります。）。また、公正証書（正本又は謄本）の交付には、1枚あたり250円の交付手数料がかかります。これらの手数料は、保証予定者が公証役場でお支払いいただくことになりますので、あらかじめ、委託者と保証予定者の間で手数料の負担方法等についてご相談ください（手数料に消費税はかかりません。）。

(4)公正証書の有効期間

公正証書は、保証契約の締結日前1か月以内に作成されたものである必要があります。この期間より前に作成された公正証書では、保証契約を締結することができません。なお、信用保証委託契約の場合、お客様による信用保証の申込（信用保証委託申込書等の申込に際して必要な書類の提出）および、信用保証協会による保証審査を経た後、基本的に金融機関の借入時点をもって、保証予定者は信用保証協会と保証契約を締結することになります。

※なお、保証契約の締結にあたり公正証書が正しい内容で作成されたことを確認する必要があるため、交付を受けた公正証書の正本又は謄本を、信用保証協会にご提出いただきますので、ご了承ください。公正証書の内容の誤り等により、信用保証協会が保証契約を締結することができないと判断した際は、公正証書の再作成をお願いする場合があります。

【その他】

組合について

必要となる場合は、原則として、代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることが出来ます。なお、転貸資金については、代表理事のほか、転貸先組合員（法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。

担保提供者について

申込人、連帯保証人（法人代表者など）以外の方から担保を提供いただく場合の担保提供者については、連帯保証人になっていたことがあります。なお、必要はございません。

経営者保証を不要とする保証の取り扱いについて

1. 保証時の取り扱い

金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となることを経営者保証といいます。

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、当協会では、下記の3つのいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする保証の取り扱いをすることができます。

通称	要件																														
金融機関連携型	<p>下記の全てを満たす場合。なお、申込にあたっては「『金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い』確認書」の提出が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none">取扱金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全が図られていないプロパー融資(※)の残高があること。(もしくは、同様のプロパー融資を保証付融資と同時に実行すること。)財務要件(「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連續して赤字でないこと」)を満たしていること。法人と経営者の一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認していること。 <p>※プロパー融資とは、金融機関固有の融資であって、信用保証協会の保証を付さない融資のこと指します。</p>																														
財務要件型	<p>・直近決算期において、次の財務要件の基準(1)～(3)のいずれかを満たす場合。 ※「財務要件型無保証人保証制度」または「財務要件型無担保・当座貸越根保証制度」でのご利用となります。</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>基準(1)</th><th>基準(2)</th><th>基準(3)</th><th>充足要件</th></tr></thead><tbody><tr><td>①純資産</td><td>5千万円以上3億円未満</td><td>3億円以上5億円未満</td><td>5億円以上</td><td>必須要件</td></tr><tr><td>②自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td>②または③のいずれか1つ以上</td></tr><tr><td>③純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>②または③のいずれか1つ以上</td></tr><tr><td>④使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td><td>④または⑤のいずれか1つ以上</td></tr><tr><td>⑤インタレスト・カバレッジ・レーティング</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td><td>④または⑤のいずれか1つ以上</td></tr></tbody></table>		基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	①純資産	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件	②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	②または③のいずれか1つ以上	③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	②または③のいずれか1つ以上	④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	④または⑤のいずれか1つ以上	⑤インタレスト・カバレッジ・レーティング	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	④または⑤のいずれか1つ以上
	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																											
①純資産	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件																											
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	②または③のいずれか1つ以上																											
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	②または③のいずれか1つ以上																											
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	④または⑤のいずれか1つ以上																											
⑤インタレスト・カバレッジ・レーティング	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	④または⑤のいずれか1つ以上																											

2. 期中時の取り扱い

上記の保証時のみではなく、経営者保証が付された既存の保証付融資について、経営者保証の解除要請があった場合には、以下の取り扱いとなります。

手法	経営者保証の取り扱い	金融機関連携型	財務要件型	担保充足型
借換(新規融資)	保証時の取り扱いの「金融機関連携型」、「財務要件型」、「担保充足型」のいずれかに該当する場合は、新規の保証付融資で借り換えをすることにより経営者保証を解除することができます。	○	○	○
条件変更	保証時の取り扱いの「金融機関連携型」に該当する場合は、条件変更により経営者保証を解除することができます。	○	×	×

3. 事業承継時の取り扱い

代表者の交代により事業承継する場合、経営者保証が付された既存の保証付融資については、以下の取り扱いとなります。

経営者保証の取り扱い	
原則	旧代表者が引き続き保証参加する場合は、後継者(新代表者)の保証追加は行いません。
例外	ただし、旧代表者の保証解除の要請があり、既存の保証付融資の返済が正常で、新代表者の保証を追加する場合には、基本的に旧代表者の保証を解除します。

※1 事業承継時においても「期中時の取り扱い」に該当する場合は、後継者(新代表者)の保証を追加することなく前代表者の保証を解除することができます。

※2 金融機関で事業承継について把握された時には、申込前に当協会までご連絡ください。

4. その他

- 「保証時の取り扱い」の金融機関連携型の要件により保証付融資について経営者保証を不要とした後、プロパー融資について経営者保証を追加する場合、保証付融資においても経営者保証を追加することについて当協会と協議する必要があります。
- 経営者保証を不要とする取り扱いに該当する場合も、申込書類には「個人情報の取扱いに関する同意書」が必要となります。
- 1～3の他、個別の事案において経営者保証を不要として取り扱うことが適切かつ合理的であると認められる場合には、経営者保証を不要とすることが可能となりますので、事前に当協会までご相談ください。

責任共有制度

保証付融資は、平成19年10月1日から実施された**責任共有制度**により一部の保証を除いて100%保証から80%保証に変わり、**20%を金融機関が負担すること**となっています。

中小企業者にとって、ご利用いただく保証付融資が**責任共有制度**の対象かどうかにより申込手続き、融資を受けた後の返済などが変わることは、基本的にありません。

【責任共有制度の目的】

保証付融資について、保証協会と金融機関が適切な**責任共有**を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった**中小企業者に対する適切な支援**を行うことを目的としています。

【責任共有制度における保証協会と金融機関との関係】

責任共有制度には**部分保証方式**と**負担金方式**があり、金融機関の取り扱いはそのいずれかになります。

なお、中小企業特定社債保証、流動資産担保融資保証等、一部の保証制度はすべて部分保証方式となります。

部分保証方式……貸付金額の80%を保証協会が保証します。

負担金方式……金融機関には保証付融資の利用状況に応じて、部分保証方式と同様の負担が生じます。

【責任共有制度の対象となる保証制度】

原則として、すべての保証が**責任共有制度の対象**となります。

なお、対象から除かれる主な保証は、①小口零細企業保証、②特別小口保険にかかる保証、③経営安定関連(セーフティネット)1～4、6号にかかる保証、④創業関連保証等があります。詳しくは、保証制度一覧表に記載しております。

信用保証料

信用保証料（以下「保証料」といいます。）は、保証協会と中小企業者との信用保証委託取引に基づく対価であり、日本公庫への保険料、諸経費など、保証協会の業務運営に必要な費用に充てられるものです。

ご利用いただく信用保証の金額、期間、返済方法、保証料率などにより、一定の方法で計算し、貸付が実行されるときに納入していただきます。（保証料のほかは、調査料、相談料など一切いただきません。）

【保証料率】

- ①保証料率は、中小企業者の財務内容により**基準料率**を決定し、さらに定性要因（非財務内容）による割引により、実際にご負担いただく**適用料率**を決定します。
- ②責任共有制度の対象となる保証は、「責任共有保証料率」が適用され、対象外の保証は「責任共有外保証料率」が適用されます。
- ③経営安定関連保証（セーフティネット保証）など一部の保証では所定（一律）の保証料率が適用されます。

【基準料率】

基準料率は原則として、下記の**9区分**のいずれかが適用されます。（リスク考慮型基準料率といいます。）

なお、**特殊保証**とは、手形・電子記録債権割引根保証、当座貸越根保証（貸付専用型）および事業者カードローン当座貸越根保証等を指します。

（貸付金額に対する年率、単位：%）

	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(特 殊 保 証)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
(特 殊 保 証)	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

【地方公共団体による信用保証料の補助】

ほぼ全ての県制度および市町制度は、地方公共団体が保証料の補助を行っており、その分、中小企業者が負担する保証料は軽減されています。ただし、補助の対象となる制度の利用には、納税要件、貸付限度額など、制度ごとの定めがあります。

【適用料率の決定】

次の定性要因に該当する場合、基準料率から各0.1%（下記の(1)(2)の両方に該当すれば計0.2%）の割引を行い、最終的に適用料率を決定します。該当しない場合は基準料率が適用料率となります。

《割引の対象となる定性要因》

(1)物的担保の提供がある場合

ただし、次の保証においては、割引の適用はありません。

①物的担保の提供自体が受けられない保証

※特別小口保証、流動資産担保融資保証、創業関連保証など

②物的担保の提供があっても割引の適用がない保証

※経営安定関連保証（セーフティネット保証）、経営革新関連保証など

(2)会計参与を設置していることを登記により確認できた場合（一括支払契約保証を除く）

※適用対象は株式会社のみ

【保証料の計算】

保証料は「貸付金額（根保証の場合は極度額）」と「保証期間」に応じて計算し、分割返済を条件とする保証については、「分割返済回数別係数（以下「分割係数」といいます。後記一覧表参照。）」を乗じて計算します。

※保証料計算期間の取り扱いには、**月数保証方式**と**確定日保証方式**があります。

月数保証方式……「実行の日から〇か月」と保証期間を月数で定め、**月単位**で計算します。（1か月末満の端数は1日でも1か月とします。）

確定日保証方式……「実行の日から令和〇年〇月〇日」と最終期限（終期）を定め**日単位**で計算します。

保証料計算期間の取り扱いは、原則として月数保証方式となります。（根保証および手形・電子記録債権割引のみ確定日保証方式です。）ただし、**条件変更による返済方法の変更を行う場合は一律日数計算**となります。

①一括返済条件の場合

保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間 / 12（確定日保証方式の場合 365）

②分割返済条件の場合

保証料 = 貸付金額 × 保証料率 × 保証期間 / 12（確定日保証方式の場合 365）× 分割係数

《分割返済回数別係数》

分割回数	分割係数	
	均等	不均等
6回以下	0.70	0.77
7～12回	0.65	0.72
13～24回	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

（均等分割返済）

各回の返済金額が同額（最終回または初回の返済額が毎回の返済金額と異なる場合を含みます。）であって、各回の返済日が等間隔である返済方法のことをいいます。

なお、元利均等返済（ローン方式）も、均等分割返済の分割係数を適用します。

（不均等分割返済）

各回の返済金額が同額でない返済方法、または各回の返済日が等間隔でない返済方法のことをいいます。

※分割返済条件で据置部分（据置期間・据置金額）がある場合、据置部分は一括返済条件で計算します。



（据置期間）

月数保証の場合（月単位）

「返済間隔〇か月 - 第一回返済月〇か月目」の計算結果がマイナスであれば据置期間あり。プラスか0であれば据置期間なし。

例）保証期間 36 か月 第一回返済月 7 か月目から最終回 36 か月目まで 1 か月毎の返済の場合

返済間隔 1 か月 - 第一回返済月 7 か月 = -6 か月 となるため 6 か月の据置期間となります。

なお、確定日保証の場合は、貸付予定日の翌日から第一回返済日を返済間隔に応じて遅延した月の応当日までを、日単位により計算します。

（据置金額）

最終回の返済金額が最終回直前の返済金額の2倍を上回る場合に発生します。

据置金額 = 最終回の返済額 - 最終回直前回の返済額

例）毎月のご返済額 20,000 円 最終回のご返済額 55,000 円の場合

55,000 円は 20,000 円の2倍を上回るため据置金額が発生します。

据置金額 = 55,000 円 - 20,000 円 = 35,000 円

※月数保証における留意事項

1. 保証料計算の始期は貸付実行日（以下「貸付日」といいます。）となります。

2. 保証料計算の終期は原則として貸付日から〇か月後（以下「最終月」といいます。）の応当日となります。貸付日が

月末の場合は最終月に応当日がない場合の終期は、最終月の月末となります。また、お客様が希望する場合は、最終月の応当日から遅ること 1 か月末満の日（貸付日が月末の場合は最終月の 1 日から月末までのいずれかの日）を終期とすることができます。いずれにせよ、貸付日から〇か月分の保証料となります。

（分割返済条件での第一回返済日、最終回返済日は、以下のとおり保証期間に合わせて設定していただく必要があります。）

3. 分割返済条件での第一回返済日は、原則として、貸付日の〇か月後の応当日です。

例）①保証期間が「実行の日から 36 か月」、返済方法が「1 か月目から 36 か月目まで 1 か月毎〇〇円」、貸付日 2 月 15 日の場合。

第一回返済日 3 月 15 日

②保証期間が「実行の日から36か月」、返済方法が「3か月目から36か月目まで1か月毎〇〇円」、貸付日2月15日の場合。
第一回返済日 5月15日

4. 分割返済条件での第一回返済日について、希望する場合は、貸付日の〇か月後の応当日の属する月の前月の応当日の翌日から、貸付日の〇か月後の応当日の属する月の月末までの範囲内で設定できます。

例) ①保証期間が「実行の日から36か月」、返済方法が「1か月目から36か月目まで1か月毎〇〇円」、貸付日2月15日の場合。

第一回返済日を設定できる期間 2月16日～3月31日

②保証期間が「実行の日から36か月」、返済方法が「3か月目から36か月目まで1か月毎〇〇円」、貸付日2月15日の場合。
第一回返済日を設定できる期間 4月16日～5月31日

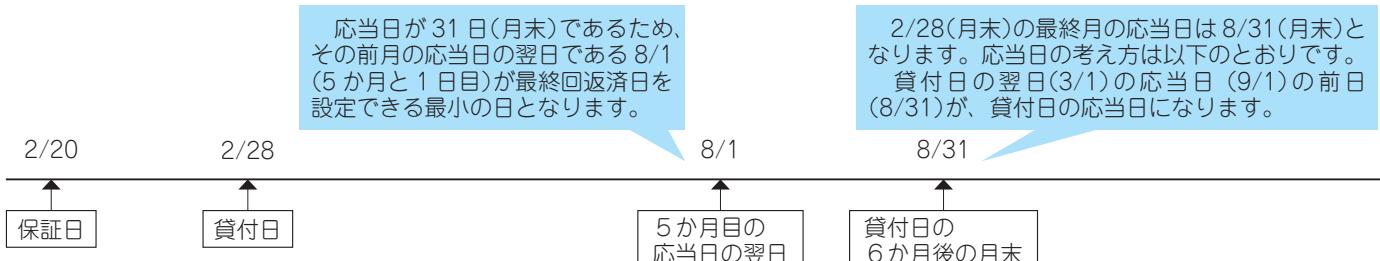
5. 分割返済条件での最終回返済日について、希望する場合は、最終月の応当日から遡ること1か月未満の日（貸付日が月末の場合は最終月の1日から月末までのいずれかの日）を最終回返済日とすることができます。

例) ①保証期間が「実行の日から6か月」、返済方法が「1か月目から6か月目まで1か月毎〇〇円」、貸付日1月20日の場合。

最終回返済日を設定できる期間 6月21日～7月20日

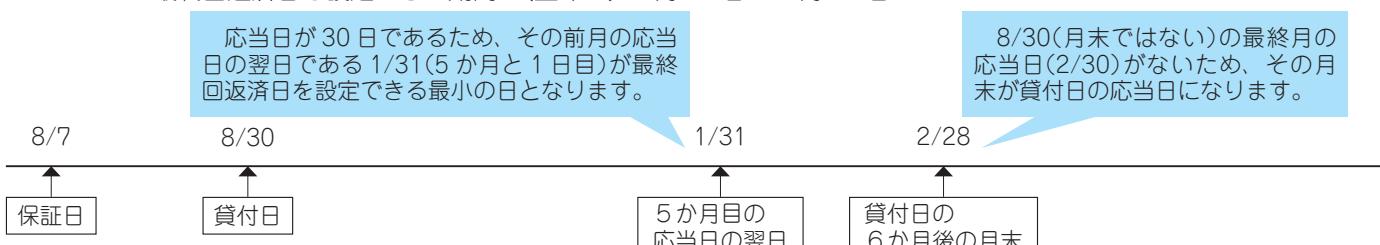
②保証期間が「実行の日から6か月」、返済方法が「1か月目から6か月目まで1か月毎〇〇円」、貸付日2月28日の場合。
(貸付日が月末の場合。)

最終回返済日を設定できる期間 8月1日～8月31日



③保証期間が「実行の日から6か月」、返済方法が「1か月目から6か月目まで1か月毎〇〇円」、貸付日8月30日の場合。
(最終月に応当日がない場合。)

最終回返済日を設定できる期間 (翌年の) 1月31日～2月28日



6. 貸付日が大の月の30日で、その翌日(月末)を第一回返済日とした場合。

返済回数は保証条件どおりとなります。保証期間が1か月短縮され保証条件違反となりますのでご注意ください。申込時に返済内容が確定しており、以下の内容に該当する場合はご相談ください。

例) 保証期間が「実行の日から120か月」、返済方法が「1か月目から120か月目まで1か月毎〇〇円」

貸付日 5月30日

第一回返済日 5月31日(月末)

最終回返済日 (10年後の) 4月30日……小の月のため30日が月末となり、119か月目の応当日となります。

第一回返済日は上記4. を満たしています。返済回数も120回で保証条件のとおりです。しかしながら最終回返済日は貸付日の120か月目の応当日ではなく(119か月目の応当日)、また、120か月目の応当日(10年後の5月31日)から遡及して1か月未満(10年後の5月1日～5月31日)の期間にも該当していません。このため保証期間が119か月となり、保証条件違反となります。

7. 返済日を貸付日の応当日より後に設定する場合は、最終回の返済日は保証期間内に入るように調整していただくこととなりますのでご注意ください。

例) 保証期間が「実行の日から36か月」、返済方法が「1か月目から36か月目まで1か月毎〇〇円」、貸付日2月15日の場合。

①第一回返済日を3月31日、毎月末を返済日とした場合、保証期間は2月15日から(3年後の)2月15日までなので、最終回返済日は2月28日とせず、保証期間内に収まるよう、(3年後の)2月15日としていただく必要があります。

②第一回返済日を2月28日、毎月末を返済日とした場合、保証期間は2月15日から(3年後の)2月15日までなので、最終回返済日は(3年後の)1月31日で、保証期間内に収まります。

【保証料の徴収】

保証料は、貸付実行時(条件変更の場合は変更実行時)に全期間について一括徴収させていただきます。

ただし、保証期間(条件変更の場合は、条件変更決定日から変更後期限までの期間)が2年を超えるものについては、貸付実行(条件変更)時を初回として1年毎に分割支払ることができます。

分割支払を希望される場合は、保証申込（条件変更申込）の際に「信用保証料分割支払承認依頼書」を提出してください。

※当座貸越根保証は、保証期間（条件変更による延長期間）が1年超のものが対象になります。

《分割支払回数割合表》

(単位：%)

保証期間	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
2年超4年以下	75	25								
4年超6年以下	60	30	10							
6年超8年以下	45	35	15	5						
8年超10年以下	35	30	20	10	5					
10年超12年以下	30	20	20	15	10	5				
12年超14年以下	25	20	20	15	10	5	5			
14年超16年以下	20	20	15	15	10	10	5	5		
16年超18年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	5	
18年超	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

※当座貸越根保証は、第1回50%、第2回50%

【保証料の返戻】

保証料は、違算過収の場合を除いて原則として返戻しませんが、最終期限前に繰上完済された場合は、協会所定の方法により返戻します。

保証期間を貸付日から1年毎に区分し、完済日の属する1年は90%、それ以後の期間は全額を返戻します。ただし、計算した金額が1,000円以下の場合は返戻しません。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応について

社会保障や税務における行政手続きの効率化等を目的として実施されている「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」について、保証協会はマイナンバーを取得することはできません。

保証申込等に際し、マイナンバーが記載された書類を提出する場合は、予めマスキング処理（マイナンバー部分を復元できない程度）を施してから提出してください。

※業務上で取得が予想される主な書類

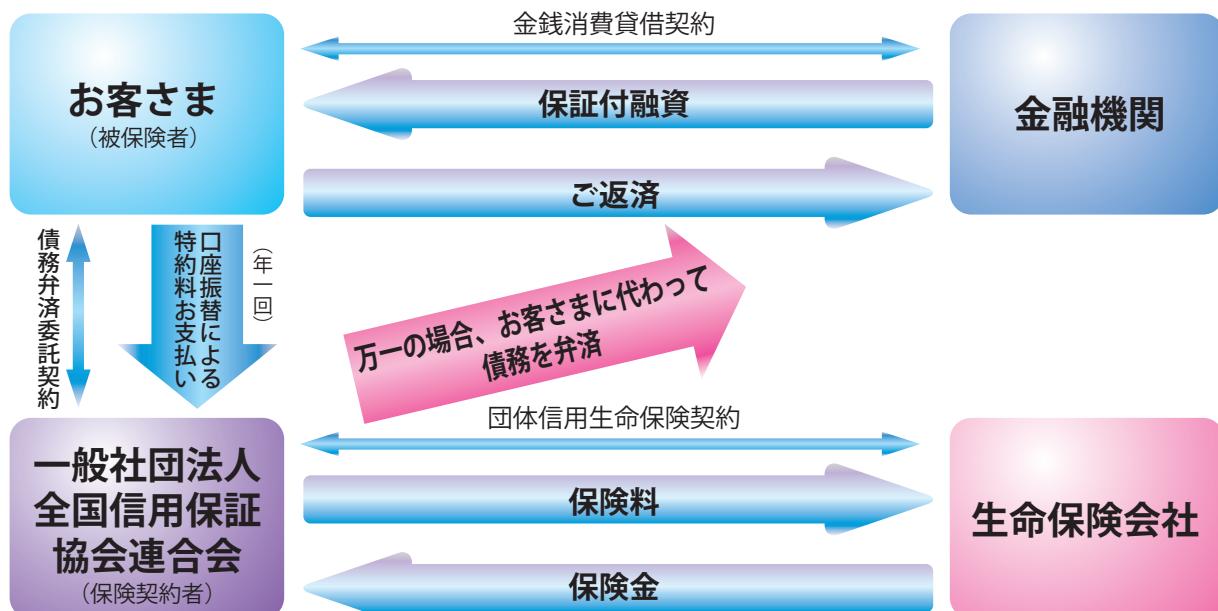
- ①個人番号カード（本人確認書類） ②確定申告書（平成28年分の申告から対象） ③住民票 ④開業・廃業届出書

信用保証協会団体信用生命保険制度

信用保証協会団体信用生命保険制度（以下「保証協会団信」といいます。）は、保証付融資を受けられた個人事業主や法人の代表者が、その債務を全額弁済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、生命保険会社から受取る保険金をもとに保証付融資の残額を弁済することにより、事業の維持安定とともにご家族の安心を図ることを目的とした制度です。

（注）保証協会団信は、信用保証を利用する中小企業者の皆さんに対するサービスとして取扱っているもので、保証協会団信への加入と保証の諾否は全く関係ありません。

【保証協会団信のしくみ】



【ご加入いただけるお客様】

加入申込日（告知日）現在満20歳以上満71歳未満の方です。（満75歳で自動脱退となります。）

- ①個人事業主の場合は、事業主本人
- ②法人の場合は、代表者であって保証付融資の連帯保証人

※組合、医療法人等を含む、信用保証の対象となるすべての法人が対象になります。

【加入対象となる融資】

次のいずれにも該当する融資（ただし、予約保証を除きます。）

- ①融資金額：100万円以上1億円以下
- ②貸付形式：証書貸付
- ③融資期間：1年以上の均等分割返済

なお、部分保証の場合であっても、保証協会団信による保険対象は、保証部分だけでなく、借入金全体となります。

【申込み手続き】

保証協会団信の加入を希望される場合は、通常の保証申込書類に加え、次の書類が必要となります。

- ①団体信用生命保険による債務弁済委託契約申込書
- ②「保証協会団信」申込書兼告知書
- ③融資金額が5,000万円を超える場合は、所定の様式による「健康診断結果証明書」

【特約料】

特約料は融資期間（返済期間）によって異なります。下記の《年払特約料の目安》を参考にしてください。

なお、返済期間の途中で任意に脱退することは可能ですが、特約料は返還されません。また、お客様の都合で保証付融資を繰上完済した場合も、特約料は返還されません。

《年払特約料の目安》 融資金額100万円、元金均等返済、据置期間なしの場合

(単位：円)

融資期間	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	合計
3年	3,790	2,160	760								6,710
5年	3,950	2,970	2,130	1,290	450						10,790
7年	4,030	3,320	2,720	2,120	1,520	920	320				14,950
10年	4,080	3,590	3,170	2,750	2,330	1,910	1,490	1,070	650	230	21,270

※融資金額が1,000万円であれば、目安表の金額を全て10倍した金額になります。

上記金額はあくまでも目安であり、返済方法や返済状況等で異なる場合があります。

※特約料は今後変更される場合があります。

創業支援・経営支援

長崎県信用保証協会では、各種創業支援・経営支援を行っています。

1. 創業支援

各支援機関と連携し、創業前の相談から、創業する際の資金調達相談、創業後のフォローアップまで継続した支援を実施します。創業後の課題には専門家を派遣して経営課題の解決をお手伝いします。

また、創業時の資金調達に関して、各地方公共団体の協力を得て、以下のとおり創業保証制度を創設しています。

	制度名	保証料率	貸付利率	備考
協会制度	創業関連保証	0.80%	金融機関所定利率	P 16掲載
	スタートアップ創出促進保証【注①】	1.00%	金融機関所定利率	P 16掲載
県制度	長崎県創業バックアップ資金保証	0.40%【注②】0.00%	1.65%	P 32掲載【注③】
	(融資対象物件を担保とする場合)	0.05～1.50% 【注②】0.00～0.75%		
市制度	長崎市中小企業創業資金保証	市全部補助	1.40%	P 38掲載
	佐世保市中小企業創業資金保証	創業特例の場合：市全部補助 一般利用の場合： 0.45～1.14%【注④】	0.70% 【注⑤】0.50%	P 44掲載
	諫早市中小企業創業資金保証	市全部補助	【注⑥】1.30%	P 38掲載
	大村市中小企業創業資金保証	市全部補助	1.30%	P 38掲載
	平戸市中小企業支援資金保証	市全部補助	1.40%	P 44掲載
	対馬市中小企業創業資金保証	市全部補助	1.50%	P 38掲載
	壱岐市中小企業創業資金保証	市全部補助	1.50%	P 38掲載
	五島市中小企業創業資金保証	【注⑦】0.80%	【注⑦】1.50%	P 38掲載
	南島原市中小企業創業支援資金保証	市全部補助	1.40%	P 38掲載
町制度	長与町小規模企業創業支援資金保証	町全部補助	【注⑧】2.00%	P 38掲載
	東彼杵町中小企業創業支援資金保証	町全部補助	1.50%	P 44掲載
	川棚町創業支援資金保証	町全部補助	1.50%	P 44掲載
	波佐見町創業支援資金保証	町全部補助	1.40%	P 44掲載
	佐々町創業支援資金保証	町全部補助	1.30%	P 44掲載

【注①】創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せすることで経営者保証を不要とする全国統一制度です。

【注②】松浦市内の創業者の方には、県の補助に加え、松浦市の保証料補助があります。

【注③】壱岐市、対馬市、雲仙市は、別途に保証料補助を行います。…直接、市への申請が必要です。

【注④】創業関連を利用する場合は佐世保市の保証料補助は全額となります。一般保険利用の場合は一部補助となり、保証料強力化対象となります。

【注⑤】認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行う場合

【注⑥】諫早市が融資実行日から3年間の利子補給を行います。

【注⑦】五島市が融資実行日から3年間の保証料補助と利子補給を行います。

【注⑧】長与町が0.50%の利子補給を行います。

2. 専門家派遣

経営課題の解決のため、中小企業診断士等の資格や知見を有した専門家を派遣し、経営に対するアドバイスを行う制度です。専門家の派遣回数は5回まで。**派遣費用は全額協会が負担します。**

3. 経営サポート会議

「がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワーク」の中に個別企業への対応を協議する場として、当協会が事務局となり「経営サポート会議」を設置しています。

サポート会議では中小企業者・認定支援機関・金融機関等の関係機関が一堂に会し、経営改善計画の内容や経営改善に向けた方向性、金融支援等について意見交換をすることで、迅速かつ円滑に経営改善に向けた取り組みを進めることができます。

4. 経営支援強化促進補助事業

経営の安定に支障が生じている先で、積極的な経営支援を行うことで経営の改善が見込まれる先に対し、保証協会が中小企業診断士等の専門家と連携を図りながら、経営改善計画の策定を支援します。

また、創業先や生産性の向上を目指す先へ専門家を派遣し、経営診断・課題解決・指導・助言を行います。

資金繰り支援が必要な場合には、金融機関と調整の上、伴走支援型特別保証や改善サポート保証の活用も含めた検討を行います。

経営改善計画策定等にかかる費用については国が2分の1、協会が2分の1を負担しますが、一部条件により**お客様の費用負担が発生する場合がありますのでご注意ください。**

5. 経営改善計画策定支援事業にかかる補助事業

国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（中小企業活性化協議会にて利用受付）を利用された際の経営改善計画策定にかかる費用について、国が3分の2、当協会が6分の1（上限30万円）の範囲で補助を実施します。

6. 経営診断報告書提供サービス

保証協会利用の有無に係わらず、お申し出をいただいた法人のお客様を対象に、経営診断システムを活用した「McSS経営診断報告書」をご提供します。「McSS経営診断報告書」とは、中小企業の決算実績に基づいた分析で、CRD協会（中小企業庁の発案により、全国の信用保証協会、政府系・民間金融機関の協力を得て発足した機関です。）に蓄積された全国100万社の財務情報と比較した、信用力の「位置づけ」と財務面の「強み」「弱み」をわかりやすく表示・解説した報告書です。

お申込には申請書などが必要になりますので、詳細は保証協会までお尋ねください。

新型コロナウイルス感染症対策関連資金制度一覧

協会制度							
制度名	経営安定関連保証	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)	伴走支援型特別保証				
略称	経営安定	改善サポ感染	伴走特別				
利用認定書	SN4号	SN5号	—	確認書 ※1	SN4号		
資金用途	運転・設備	運転・設備	運転・設備				
保証限度額	28,000万円	28,000万円	10,000万円				
貸付利率	金融機関所定	金融機関所定	金融機関所定				
保証料率	0.80%	0.75%	0.20% ※	0.20～1.15% ※2	0.20% ※3		
負担合計	所定+0.80%	所定+0.75%	所定+0.20% ※	所定+0.20～1.15% ※2	所定+0.20% ※3		
融資期間(据置)	10年 (1年以内)	15年 (5年以内)	10年 (5年以内)				
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要						
担保	必要に応じ						
必要書類	・SN4号又は5号認定書 ・その他保証協会が必要とする書類	・保証の対象に掲げる計画書 ・その他協会が必要とする書類	・SN4号又は5号認定書又は売上高減少要件等確認書 ・経営行動計画書 ・経営者保証免除対応確認書（経営者免除対応を適用する場合） ・その他保証協会が必要とする書類				
その他・備考	・一般枠とは別枠 ・経営安定関連等枠を利用	・一般枠とは別枠 ・経営安定関連等枠に含まれる ※条件変更時に追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有対象の場合は保証料率0.80%、責任共有対象外の場合は保証料率1.00%となる（経営者保証免除対応を適用する場合、更に0.20%に相当する額が上乗せされる）	・経営安定関連等枠又は一般枠を利用 ・利用可能額は「県（伴走特別）」と合算で10,000万円まで ※1 次の①～④いずれかに該当すること。 ①最近1か月間の売上高が前年同月のそれと比較して5%以上減少していること ②最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月のそれと比較して5%以上減少していること ③最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算のそれと比較して5%以上減少していること ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期のそれと比較して5%以上減少していること ※2 一般枠を利用し責任共有対象となる場合の信用保証料率は0.45～1.90%に対し0.25～0.75%が国の補助の対象 一般枠を利用し責任共有対象外となる場合の信用保証料率は0.50～2.20%に対し0.30～1.05%が国の補助の対象 ※3 経営安定関連枠を利用する場合の信用保証料率0.85%に対し0.65%が国の補助対象 ただし、※2※3のいずれの場合においても、経営者保証免除対応を適用する場合は保証料率および国補助率ともにプラス0.20%に相当する額が上乗せされる。なお、条件変更時に追加して生じる条件変更保証料については国の補助の対象外 ☆保証割合および借換え特例については、下記の整理表のとおり				

「伴走特別」・「件伴走特別」における保証割合および借換え特例の整理表

既往借入金	借換え内容	本制度の資格要件		
		SN4号	SN5号	一般保証
責任共有対象	真水あり	×	○ 責任共有対象	○ 責任共有対象
	真水なし (同額以下) 危機指定期間中 ※6 のSN5号以外	×	○ 責任共有対象	○ 責任共有対象
責任共有対象外	真水あり	○ 責任共有対象外	○ 責任共有対象	○ 責任共有対象
	真水なし (同額以下)	○ 責任共有対象外	○ ※4 責任共有対象外	○ ※4 責任共有対象外

○……借換え可 ×……借換え不可

長崎県制度					市町制度			
長崎県緊急資金繰り支援資金（伴走支援）保証			長崎県緊急資金繰り支援資金保証			長崎市中小企業災害復旧等支援資金保証		佐世保市中小企業緊急経営対策資金保証
県伴走特別			県支援・コロナ			長災害復旧（コロナ）		佐世保緊急（危機対策）
確認書※1	SN4号	SN5号	確認書	SN4号	SN5号	SN4号・5号	市長認定書	SN4号
運転・設備			運転・設備			運転・設備		運転・設備
10,000万円			10,000万円		10,000万円	2,000万円		3,000万円
1.30%			1.30%		1.30%	1.40%		1.20%（コロナは1.10%）
0.00%※2	0.00%※3	0.05～0.90%※1	0.05%※2	0.00%※3	0.00%	0.45～1.14%		0.48%
1.30%※2	1.30%※3	1.35～2.20%※1	1.35%※2	1.30%※3	1.40%	1.65～2.34%		1.68%
10年 (5年以内)		10年 (2年以内)			運転7年 設備10年 (1年以内)		10年 (2年以内)	
必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要						必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要		
必要に応じ						必要に応じ		
<ul style="list-style-type: none"> SN4号又は5号認定書又は売上高減少要件確認書 経営行動計画書 経営者保証免除対応確認書（経営者免除対応を適用する場合） 県税の納税証明書 その他保証協会が必要とする書類 <p>・経営安定関連等枠又は一般枠を利用 ・利用可能額は「伴走特別」と合算で10,000万円まで ※1 次の①～④いずれかに該当すること。 ①最近1か月間の売上高が前年同月のそれと比較して5%以上減少していること ②最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月のそれと比較して5%以上減少していること ③最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算のそれと比較して5%以上減少していること ④直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期のそれと比較して5%以上減少していること ※2 一般枠を利用し責任共有対象となる場合の信用保証料率は0.45～1.90%に対し0.25～0.75%が国の補助、0.20～1.15%が県の補助の対象 一般枠を利用し責任共有対象外となる場合の信用保証料率は0.50～2.20%に対し0.30～1.05%が国の補助、0.20～1.15%が県の補助の対象 ※3 経営安定関連枠を利用する場合の信用保証料率0.85%に対し0.65%が国の補助、0.20%が県の補助の対象 ただし、※2※3のいずれの場合においても、経営者保証免除対応を適用する場合は保証料率および国補助率とともにプラス0.20%に相当する額が上乗せされる。なお、条件変更時に追加して生じる条件変更保証料については国の補助の対象外 ☆保証割合および借換え特例については、下記の整理表のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> SN4号又は5号認定書又は緊急資金繰り支援資金に係る確認書 県税の納税証明書 その他保証協会が必要とする書類 <p>・一般枠を利用 ・経営安定関連等枠とは別枠で10,000万円の利用が可能 ・利用可能額は「県支援・原油」と合算で10,000万円まで ※1 長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証（略称：コロナ）等国からの保証料補助がある既保証の借換えを含む場合の保証料率は0.45～1.30%、負担合計は1.75～2.60%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長災害復旧（コロナ）の申込受付通知書 SN4号又は5号認定書 市税の納税証明書 その他保証協会が必要とする書類 <p>・一般枠とは別枠 ・経営安定関連等枠を利用 ・一般枠とは別枠で10,000万円の利用が可能 ・新上五島町、波佐見町においては独自の保証料と利息の直接補助制度あり ・利用可能額は「県支援・原油」と合算で10,000万円まで ※2 長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証（略称：コロナ）等国からの保証料補助がある既保証の借換えを含む場合の保証料率は0.45%、負担合計は1.75% ※3 長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証（略称：コロナ）等国からの保証料補助がある既保証の借換えを含む場合の保証料率は0.40%、負担合計は1.70%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市長の認定を受けた認定書 市税の納税証明書 その他保証協会が必要とする書類 <p>※危機関連保険特例は利用対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> SN4号認定書 市税の納税証明書 その他保証協会が必要とする書類 	<ul style="list-style-type: none"> SN5号認定書 市税の納税証明書 その他保証協会が必要とする書類 			

(左記整理表の補足説明)

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等の影響により、積み上がった債務の返済負担を借換えによって軽減させ資金繰りの円滑化を図るために以下の借換えの特例措置を行う。

例えば、既往借入金が①責任共有制度の対象外である保証と②危機指定期間中に保証申込受付し、かつ貸付実行された責任共有制度の対象となるSN5号である場合、それらをSN4号を利用した「伴走特別」又は「県伴走特別」で一本に借換えることも可能（ただし、①と②を合計した既往借入金の範囲内の額を借換える場合に限る。）。

※4：100%保証の既往借入金をSN5号又は一般保証で借換える場合については、責任共有対象外とする。

※5：危機指定期間中※6（延長後の期間も含む）に信用保証協会が保証申込を受け付けし、かつ貸付実行されたSN5号（責任共有対象）を本制度SN4号（責任共有対象外）で借換えることは可能。

※4、※5とも同額以下借換えるの場合に限る

※6：危機指定期間は令和2年2月1日から令和3年12月31日

保証制度一覧表

保証制度は次のとおりです。企業規模、資金使途等に応じてご利用ください。

- ①協会制度の一部および県市町制度は、要綱等により取扱金融機関が定められています。『取扱金融機関一覧表』をご参照ください。
- ②保証限度額（貸付限度額）には、すでに廃止した保証制度の保証（貸付）残高を含むものがあります。
- ③「貸付金額に対する保証料率」は、中小企業者にご負担いただく料率です。リスク考慮型保証料率（9区分）および地方公共

制度名		概要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
協会制度	一般	通常の運転資金および設備資金について行う保証（個別の手形割引、電子記録債権割引も利用可能）	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	金融機関所定の期間 一括または分割返済
	創業	創業関連保証（創業関連） 産業競争力強化法に規定する創業者に対する、創業時またはその後の必要な資金について行う全国統一の保証制度 ※NPO法人は対象外	3,500万円 ※再挑戦支援保証・スタートアップ創出促進保証との合計で3,500万円以内	10年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
	再挑戦支援保証（再チャレンジ）	産業競争力強化法に規定する廃業経験のある創業者に対する、創業時またはその後の必要な資金について行う全国統一の保証制度 ※NPO法人は対象外	3,500万円 ※創業関連保証・スタートアップ創出促進保証との合計で3,500万円以内	10年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
	小企業	スタートアップ創出促進保証（S S S） 産業競争力強化法に規定する創業者（法人または事業を営んでいない個人で、2か月以内に法人を設立し事業を開始する個人に限る）に対する、創業時またはその後の必要な資金について行う全国統一の保証制度 ※認定特定創業支援等事業の場合は6か月以内 ※NPO法人は対象外	3,500万円 ※創業関連保証・再挑戦支援保証との合計で3,500万円以内	10年以内 (うち据置1年以内※) 原則、均等返済
	小口零細企業保証（全国小口）	一定の資格要件を備えた小規模企業者に対する、無担保無保証人で行う保証（個別の手形割引、電子記録債権割引も利用可能） 小規模企業者の安定的な資金調達を維持し、経営の安定を支援する全国統一の保証制度（個別の手形割引、電子記録債権割引も利用可能） ※NPO法人（医業を主たる事業とする法人を除く）は対象外	(特別小口保証) 2,000万円 2,000万円 ※既存の保証付融資残高（根保証は融資極度額）との合計で2,000万円以内	5年以内 一括または分割返済 運転 7年以内 (うち据置1年以内) 設備 10年以内 (うち据置1年以内) 一括または分割返済
	手形・電子記録債権割引（根・割引）	予め一定の割引極度額と取扱期間を定め、その範囲内において反復継続して発生する手形または電子記録債権の割引（組合の転貸資金を除く、運転資金）について行う根保証	8,000万円 (組合 1億6,000万円)	1年または2年
	当座貸越（貸付専用型）（根・当座）	予め一定の貸越極度額と取扱期間を定め、その範囲内において反復継続して発生する当座貸越について行う全国統一の保証制度	100万円以上 2億8,000万円以内	1年または2年 約定弁済または 隨時弁済
	財務要件型無担保・当座貸越根保証（根当座・財務型）	一定の財務要件の下で、無担保かつ経営者保証を不要とする当協会独自の当座貸越根保証	100万円以上 2億円以内	1年または2年 約定弁済または 隨時弁済

団体の補助率については、『信用保証料率表』をご参照ください。

(令和5年4月1日現在)

責任共有制度対象	貸付金額に対する保証料率(年率)	貸付利率(年率)	備考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対象	0.45～1.90%	金融機関所定利率	
対象外	0.80%	金融機関所定利率	<p>事業を行っていない個人・事業開始(会社設立)後5年未満の個人・会社または分社後5年未満の会社。 【無担保】※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることがあります。</p> <p>新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところによる支援を受けて創業を行う場合は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町長の証明書(写)</p>
対象外	0.80%	金融機関所定利率	<p>事業を行っていない個人または事業開始(会社設立)後5年未満の個人・会社で、過去に廃業経験(経営悪化により解散した会社の業務執行役員経験を含む。)があり、廃業(解散)から5年以上経過していない方。 【無担保】</p> <p>保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』、『資格要件申告書』および『資格要件確認資料(廃業届出書、商業登記事項証明書等)』認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところによる支援を受けて創業を行う場合は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町長の証明書(写)</p>
対象外	1.00%	金融機関所定利率	<p>事業を営んでいない個人で2か月以内に会社を設立し事業を開始する方ならびに事業開始(会社設立)後5年未満の会社または分社後5年未満の会社。</p> <p>保証協会所定の『創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用)』認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところによる支援を受けて創業を行う場合は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての市町長の証明書(写)</p> <p>※申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、または保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする。</p>
対象外	0.80%	金融機関所定利率	<p>県内で同一事業を1年以上継続して営み、保証申込日以前1年間に納期の到来した所得税(法人税)、事業税または住民税の所得割のいずれかの税額を完納している方。</p> <p>ただし、特別小口保険以外にかかる保証を利用している方は利用できません。</p> <p>※NPO法人(医業を主たる事業とする法人を除く)は、責任共有制度の対象になります。</p>
対象外	0.50～2.20%		
(特別小口保険) 対象外	0.80%	金融機関所定利率	*特別小口保険を利用する場合は、特別小口保証に準じる。
(経営安定関連1～8号) 対象外	0.80%	金融機関所定利率	*経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 【原則として無担保】
(その他の保険) 対象外	1.00%		
対象	0.39～1.62%	金融機関所定利率	割引日から支払期日までの期間が6か月を超える手形等は対象外。 原則として、同一金融機関における利用は1口に限る。
対象	0.39～1.62%	金融機関所定利率	<p>同一事業の歴史が3年以上で2期以上の決算を行っており、かつ、申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、次の(1)または(2)の要件を満たす方。</p> <p>(1)直近決算のCRD評点が基準以上である。</p> <p>(2)個人事業者で、確定申告が青色申告であって、次のいずれかに該当する方 ①直近決算の申告所得300万円以上で、自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有している。 ②直近決算の申告所得100万円以上で、不動産等物的担保の提供がある。</p> <p>【原則として、5,000万円以内は無担保】</p>
対象	0.35～1.62%	金融機関所定利率	<p>以下の(1)から(3)のいずれかに該当する方</p> <p>(1)純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上であること。</p> <p>(2)純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上であること。</p> <p>(3)純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が15パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が5パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上であること。</p> <p>(注)各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。 『財務要件型無担保・当座貸越根保証制度 資格要件確認書』</p>

制度名		概要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
協会制度	根保証	無担保・当座貸越根保証(エクセレント長崎)	企業内容が良好な中小企業者に対し、 無担保 で行う当協会独自の当座貸越根保証 ※NPO法人は対象外	100万円以上 2億円以内 1年または2年 約定弁済 または 随時弁済
		事業者カードローン当座貸越(根・カード)	カード・通帳等を使用して行うカードローン当座貸越について行う 全国統一 の保証制度	100万円以上 2,000万円以内 1年または2年 約定弁済 または 随時弁済
		無担保保・カードローン当座貸越根保証(わくわく700)	無担保 で行う、当協会独自のカードローン当座貸越根保証	100万円以上 700万円以内 1年または2年 約定弁済 または 随時弁済
		小規模企業者無担保・カードローン当座貸越根保証(わくわくミニ)	小規模企業者 を対象とした、 無担保 で行う、当協会独自のカードローン当座貸越根保証	50万円以上 300万円以内 ただし、直近決算の平均月商の3か月以内（白色申告の場合は1か月以内） 1年または2年 約定弁済 または 随時弁済
	特定社債保証	中小企業特定期限社債保証(特定社債)	純資産額5,000万円以上であって、一定の要件（適債基準）を備えた中小企業者が発行する 社債（私募債） について行う 全国統一 の保証制度 ※NPO法人は対象外	(特定社債保険) 会社 4億5,000万円 ※1回の発行額 3,000万円以上 ※経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証との合計で5億円以内 【社債発行限度額5億6,000万円】 2年以上7年以内 満期一括償還 または 定期償還
		社会貢献応援型特定社債保証(特定社債・貢献)	企業の社会的責任（CSR）や、地方創生等の取組みを推進する中小企業者が発行する 社債（私募債） について行う保証制度 ※NPO法人は対象外	(特定社債保険) 会社 4億5,000万円 ※1回の発行額 3,000万円以上 ※経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証との合計で5億円以内 【社債発行限度額5億6,000万円】 2年以上7年以内 満期一括償還 または 定期償還
	流動資産担保融資保証	流動資産担保融資保証(ABL保証)	中小企業者が有する 流動資産（売掛債権または棚卸資産） を担保とした融資に対する 全国統一 の保証制度 根保証は当座貸越 個別保証は、 売掛債権 を担保とした 手形貸付	(流動資産担保保険) 2億円 【貸付限度額2億5,000万円】 (極度額は百万円単位、個々の貸越金額および個別保証の貸付金額は千円単位) (根保証) 1年 約定または随時弁済 (個別保証) 1年以内、一括返済
		優良企業経営基盤安定定期保証(マル優長期)	堅実な経営を営んでいる県内中小企業者に対して、経営基盤の安定に必要な運転資金や経営強化を図るために設備資金等の長期資金の導入を支援し、中小企業の経営の安定、発展に資する保証	2億円 ※既保証返済資金は貸付金額の1/2以内 20年以内 (うち据置2年以内) 原則・均等返済
	事業承継特別保証(承継特別)	事業承継(代表者交代等)の段階における資金調達にあたり、経営者を含めて保証人を徴求せず、また、中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センター(専門家)から事業の承継に係る計画および財務内容その他の経営の状況の確認を受けた中小企業者については、信用保証料率を引き下げ事業承継の促進を図ることを目的とする保証	2億8,000万円 一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内 (うち据置1年以内)	

責任共有制度対象	貸付金額に対する保証料率(年率)	貸付利率(年率)	備考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対象	0.35～0.77%	金融機関所定利率	県内に事業所を有する会社および医業を主たる事業とする法人であって、次のすべての要件を満たす方。 ①同一事業の歴史が3年以上あり、2期以上の決算を行っている。 ②申込金融機関との与信または預金取引が6ヶ月以上ある。 ③直近決算のCRD評点が基準以上である。 ※本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前照会が必要です。
対象	0.39～1.62%	金融機関所定利率	同一事業の歴史が3年以上で2期以上の決算を行っており、かつ、申込金融機関との与信取引が6ヶ月以上あり、次の(1)または(2)の要件を満たす方。 (1)直近決算のCRD評点が基準以上である。 (2)個人事業者で、確定申告が青色申告であり、直近決算において申告所得を計上し自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有している。 【原則として、無担保】
対象	0.39～1.62%	金融機関所定利率	同一事業の歴史が2年以上で1期以上の決算を行っており、かつ、申込金融機関との与信または預金取引が6ヶ月以上あり、次の要件を満たす方。 〈個人事業者の場合〉確定申告が青色申告で貸借対照表を作成しており、保証申込直前期の決算において、申告所得を計上している、もしくは、債務超過でない。 〈法人の場合〉保証申込直前期の決算において、経常利益を計上している、もしくは、債務超過でない。
対象	0.39～1.62%	金融機関所定利率	小規模企業者であって、同一事業の歴史が2年以上で1期以上の決算を行っており、かつ、申込金融機関との与信または預金取引が6ヶ月以上あり、次の要件を満たす方。 〈個人事業者の場合〉直近の確定申告で所得金額（青色申告の場合は、青色申告所得控除前の所得金額）を計上している、もしくは、債務超過でない。 〈法人の場合〉直近決算において経常利益を計上している、もしくは、債務超過でない。 ※他のカードローン、当座貸越との併用はできません。
【部分保証】80%	0.45～1.45%	発行体所定利率	各社債の金額は1,000万円の1種。 ただし、社債の総額5億円以上の場合は2,000万円の1種。 代表者も含めて保証人不要 原則として、保証金額2億円（社債発行額2億5,000万円）超は有担保とし、保証協会が担保徴求する。 特定社債保証用統一様式による『保証委託申込書』『資格要件申告書』等
【部分保証】80%	0.35～1.45%	発行体所定利率	各社債の金額は1,000万円の1種。 ただし、社債の総額5億円以上の場合は2,000万円の1種。 代表者も含めて保証人不要 原則として、保証金額2億円（社債発行額2億5,000万円）超は有担保とし、保証協会が担保徴求する。 特定社債保証用統一様式による『保証委託申込書』『資格要件申告書』『社会貢献応援型特定社債保証要件確認書』等
【部分保証】80%	0.68%	金融機関所定利率	【担保は流動資産のみを譲渡担保とする。ただし、個別保証の場合は売掛債権のみ】 対抗要件の具備方法（動産債権譲渡登記は法人のみ利用可） ①売掛債権（手形債権および電子記録債権を除く）の場合 民法467条に基づく「通知」もしくは「承諾」または動産債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記 ②棚卸資産の場合（根保証のみ利用可能） 動産債権譲渡特例法に基づく動産譲渡登記 本制度所定の『信用保証委託申込書』『信用保証依頼書』『譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表』等
対象	0.405～0.90%	金融機関所定利率	県内に住居または事業所を有する中小企業者（組合を除く）であって、次のすべての要件に該当する方。 (1)同一事業の歴史が2年以上で、2期以上の決算を行っていること。 ※個人の場合は、確定申告が青色申告で貸借対照表を作成していること。 (2)申込直前期決算のCRD評点が、審査基準以上であること。 (3)申込金融機関との与信または預金取引が1年以上あること。（法人の場合は代表者との取引でも可） ※本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前照会が必要です。
対象	0.45～1.90%	金融機関所定利率	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)の①～④全てに該当する会社。 (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 (3)①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率（注）が15倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④信用保証協会への申込日※1において、返済緩和している借入金がないこと。 (注) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費) (注) 本制度を既に利用している場合は、本制度1回目の保証日から3年以内に保証申込みを行うものに限る。 ※1 申込日が、中小企業信用保証法第2条第6項の規定に基づく危機連携保証の指定期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。
	0.20～1.15% (ガバナンス体制の整備に関するチェックシートがあり要件を満たす場合)	金融機関所定利率	

制度名	概要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
協会制度	事業承継保証 (SYOUEI)	中小企業経営者の高齢化に伴う事業承継が社会的な課題となっているため、事業承継の円滑化を目的とした、事業承継に必要となる資金について行う保証	2億8,000万円 20年以内 (うち据置2年以内) 原則、均等分割返済
	短期資金活用継続保証 (タンカツGO)	事業経営に必要な経常運転資金の一部について、一括返済方式による短期資金を活用した擬似資本的な安定した資金の調達を支援し、中小企業者の経営環境の整備を支援するとともに、中小企業者、金融機関および保証協会のリレーションシップの強化に資することを目的とした保証	100万円以上 5,000万円以内 原則、直近決算における平均月商以内 1年以内 一括返済
	税理士連携保証 (TAG)	金融機関、協会および九州北部税理士会に所属する税理士等が連携し、中小企業者に擬似資本的な資金を供給することにより、資金繰りの安定を図るとともに継続的な経営支援を行うことを目的とした保証	5,000万円 1企業者 1口限り 1年以内 一括返済
	事業性評価保証 (みらい)	中小企業者の将来性・潜在能力・技術力・人的資源等、必ずしも定量的には把握できない要因を評価した事業性評価に基づく融資を対象とし、積極的な支援を行う金融機関と連携することで、中小企業者の資金繰り円滑化および経営の安定に資することを目的とした保証	2億8,000万円 20年以内 (うち据置2年以内) 一括または分割返済
	経営安定関連保証 (セーフティネット保証) (経営安定)	【経営安定関連特例】 取引先の倒産、関連事業者の事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由、業況の悪化している業種に属する事業を行っていること等により経営の安定に支障を生じ、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく市町長の認定を受けた特定中小企業者に対する、経営の安定に必要な資金について行う保証	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) 10年以内 (うち据置1年以内) 一括または分割返済
	事業再生活計画保証 (改善サポート)	【事業再生円滑化関連特例】 認定支援機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者に対する全国統一の保証制度 ※NPO法人は対象外	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) 事業再生の計画の実施に必要な資金に限る 15年以内 (うち据置1年以内) 分割返済 一括返済は1年以内

責任共有制度対象	貸付金額に対する保証料率(年率)	貸付利率(年率)	備考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対象	0.36～1.52%	金融機関所定利率	<p>事業承継計画を策定し、計画に従って事業承継を行う次の承継者。</p> <p>①個人事業主から事業の承継を行う個人もしくは会社 ②代表者の交代による経営の承継を行う会社 ③事業承継のために設立された持株会社 ④被承継者の事業承継を行う個人もしくは会社</p> <p>『事業承継計画書』(任意の様式)、『資金使途に係る確認資料』 株式取得資金のときは、税理士または公認会計士が作成した『株式評価算定書』</p>
対象	0.45～1.90%	金融機関所定利率	<p>次のすべての要件を満たす方</p> <p>①申込金融機関との与信または預金取引が6か月以上あること。 ②1期以上の決算(確定申告)を行っている。 ③既保証に大幅な返済緩和の条件変更が行われていないこと。 ④法人の場合は直近決算において経常利益を計上し、債務超過でないこと。個人の場合は青色申告で、直近の確定申告における青色申告控除前の所得金額が300万円以上あり、債務超過でないこと。 ※組合は対象外</p>
対象	0.45～1.90% 推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合は0.1%差し引く	金融機関所定利率	<p>次のすべての要件を満たす方</p> <p>①1期以上の決算(確定申告)を行っている。 ②九州北部税理士会の会員である税理士等が月次管理等を行い、税理士等の推薦を受けている。 ③法人の場合は、直近決算で経常利益を計上している。 個人の場合は、直近確定申告の青色申告特別控除前所得金額が200万円以上である。 ④既存の保証付融資が条件変更等による返済緩和を行っていない。 『推薦書』(協会所定の様式)、『決算概要報告書』(協会所定の様式) 推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合は「認定通知書」の写し</p>
対象	0.35～1.80%	金融機関所定利率	<p>県内に住居(法人の場合は本店)または事業所を有する中小企業者(組合を除く)であって、次の(1)および(2)のすべての要件に該当する方。</p> <p>(1)申込金融機関が中小企業者の事業内容等を把握し、事業性評価を行っていること。 (2)申込金融機関がプロパー融資を行っていること。 ※同時実行でも可。 『取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料』もしくは『事業性評価推薦書(協会所定様式)』</p>
(経営安定関連1～4、6号) 対象外	0.80%	金融機関所定利率	<p>第1号：指定倒産企業に売掛債権を有するもの。 第2号：取引先企業のリストラ等で売上が減少しているもの。 第3号：突発的災害(事故等)により売上が減少しているもの。 第4号：突発的災害(自然災害等)により売上が減少しているもの。 第5号：全国的不況業種に属し、売上や利益率が減少しているものなど。 第6号：取引金融機関が破綻し、資金の借入等が悪化しているもの。 第7号：取引金融機関の支店削減等の相当程度の合理化により借入が減少しているもの。 第8号：整理回収機構への債権譲渡により、資金の借入等が悪化しているもの。 『中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号の規定による市町長の認定書』</p>
(経営安定関連5、7、8号) 対象	0.75%		<p>次のいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方。</p> <p>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私の整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議(保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業(通称「405事業」)によって策定を支援した事業再生の計画 前記①～⑫に規定する『計画書』</p>
対象 ただし、責任共有対象外の既保証を借り換える場合(同額以下の借換えに限る)は、責任共有の対象外。	責任共有対象 0.80% 責任共有対象外 1.00%	金融機関所定利率	

制 度 名	概 要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
協 会 制 度	事業再生計画実施関連 保証（感染症対応型） （改善サポート感染）	多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者に対する全国統一制度 ※NPO法人は対象外	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) 事業再生の計画の実施に必要な資金に限る 15年以内 (うち据置5年以内) 分割返済 一括返済は1年以内
	伴走支援型特別保証 （伴走特別）	新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする全国統一制度	1億円 ただし、県伴走特別と合算して 1億円以内 10年以内 (うち据置5年以内) 分割返済 一括返済は1年以内
	財務要件型 無保証人保証 （財務型）	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を行うことにより、中小企業者の積極的な設備投資および事業拡大を促すことを目的とした全国統一の保証制度	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 分割返済 一括返済は2年以内

責任共有制度対象	貸付金額に対する保証料率(年率)	貸付利率(年率)	備考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対象 ただし、責任共有対象外の既保証又は令和2年経済産業省告示第49により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内のSN5号の既保証を借り換える場合(同額以下の借換えに限る)は、責任共有の対象外。	0.20% ただし、経営者保証免除対応をした場合はそれぞれ0.20%を上乗せする	金融機関所定利率	<p>次のいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う方。</p> <p>①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ②認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私の整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議(保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業(通称「405事業」)によって策定を支援した事業再生の計画 前記①～⑫に規定する『計画書』 ※保証料は責任共有制度の対象の場合は借入金額に対し0.8%、責任共有制度の対象除外の場合は保証委託額に対し1.0%(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乗せ)。ただし、当初保証料について責任共有制度の対象の場合は0.6%に相当する額、責任共有制度の対象除外の場合は0.8%に相当する額を国が補助する(免除対応を適用する場合、上乗せする0.2%に相当する額についても国が補助)。なお、条件変更に伴い追加して生じる条件変更保証料については国の補助の対象外。</p>
対象 (注5) (経営安定関連4号) 対象外 (経営安定関連5号) 対象 (注5)	0.20%～1.15% (注3) ただし、経営者保証免除対応をした場合は基準料率に0.20%を上乗せする	金融機関所定利率	<p>次の①から⑨のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者。(③から⑨については(注1)、(注2)を参照)</p> <p>①中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けている。(注1) ②保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けている。(注1) ③最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している。 ④最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している。 ⑤最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している。 ⑥直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している。 ⑦最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している。 ⑧最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している。 ⑨直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している。</p> <p>次の①および②を満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。</p> <p>①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与・配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない</p> <p>注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 注2：保険法第3条の3の規定による普通保険に係る保証および同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。 注3：借入金額に対し当初保証料については0.25%～0.75%(経営者保証免除対応を適用する場合、③～⑨における責任共有制度の対象外での借換えの場合は0.30%～1.25%)相当の額を国が補助する。条件変更保証料は補助の対象外。 注4：借入金額に対し当初保証料については0.65%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%)相当の額を国が補助する。条件変更保証料は補助の対象外。 注5：責任共有対象外の既保証を借り換える場合(同額以下の借換えに限る)は、責任共有の対象外となる。</p>
対象	0.45～1.90%	金融機関所定利率	<p>以下の(1)から(3)のいずれかに該当する方</p> <p>(1)純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。</p> <p>(2)純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が20パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。</p> <p>(3)純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目および③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ①自己資本比率が15パーセント以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が5パーセント以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。</p> <p>(注)各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。 『資格要件確認書』</p>

制度名		概要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
協会制度	経営力向上関連保証 (経営力向上)	<p>【経営力向上関連特例】 中小企業等経営強化法に定める認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施するために必要となる資金について行う全国統一の保証制度 ※NPO法人は対象外</p>	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) (特別小口保険) 2,000万円 (新事業開拓保険) 3億円 (組合 6億円) (海外投資関係保険) 3億円 (組合 6億円)	運転5年以内 (うち据置1年以内) 設備7年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
	長期経営資金保証 (長期経営)	一定の要件を備えた中小企業者に対する、長期の運転資金および設備資金について行う全国統一の保証制度 ※NPO法人は対象外	2億円 (1件当たり2,000万円以上、100万円単位)	3年以上20年以内 ただし運転15年以内 (うち据置6ヶ月以内) 分割返済
	災害関係保証 (激甚災害)	<p>【災害関係特例】 激甚災害により直接的な被害を受けた中小企業者の事業の再建に必要な資金(運転資金、設備資金)について行う保証</p>	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内 (うち据置2年以内) 原則、分割返済
	東日本大震災復興緊急保証 (震災緊急)	<p>【東日本大震災復興緊急特例】 東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者に係る経営の安定に必要な資金について行う全国統一の保証制度</p>	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円) ※経営安定関連保証(セーフティネット保証)、危機関連保証および災害関係保証と合算して5億6,000万円以内	10年以内 (うち据置2年以内) 原則、分割返済
	借換保証 (借換保証)	保証付既往借入金の借換えおよび当該借換えに伴う新たな事業資金に対する全国統一の保証制度		
		I. 原材料価格高騰対応等緊急保証、緊急保証および景気対応緊急保証の借換え	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	原則、10年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
		経営安定関連保証以外での借換えについては、利用する各保証制度の要綱に定めるところによる		
	条件変更改善型借換保証 (リスク改善借換)	II. 一般保証、経営安定関連保証(緊急保証を除く)または中小企業金融安定化特別保証の借換え	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	原則、10年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
		経営安定関連保証以外での借換えについては、利用する各保証制度の要綱に定めるところによる		
	条件変更改善型借換保証 (リスク改善借換)	保証付既往借入金について返済条件の緩和を行っていることにより前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者が、金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、経営改善に向けた事業計画を策定し、計画を実行するために行う既往の保証付借入金を借り換える(真水を含む)ための全国統一の保証制度	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	15年以内 (うち据置1年以内) ただし、新規融資を含む場合は、据置2年以内 原則 均等返済
	公害防止施設整備資金保証 (公害)	公害防止施設の新設または改善、および公害防止のための工場または事務所の移転に必要な設備資金について行う保証	(公害防止保険) 5,000万円 (特定の組合 1億円)	7年以内 (うち据置1年以内) 分割返済
	エネルギー対策保証 (エネルギー)	エネルギーの使用の合理化に資する施設または非化石エネルギーを使用する施設の設置に係る設備資金について行う保証	(エネルギー対策保険) 2億円 (特定の組合 4億円)	15年以内 (うち据置2年以内) 分割返済

責任共有 制度対象	貸付金額に 対する保証料率 (年率)	貸付利率 (年率)	備 考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対象	0.80%		<p>次のいずれかに該当する中小企業者が対象となる。</p> <p>(1)経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた中小企業者であって、認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する方。</p> <p>(2)次の①から③のいずれにも該当する方。</p> <p>①経営力向上計画を主務大臣に提出し、認定を受けた中小企業者であって、認定経営力向上計画に従って事業承継等を行う方。</p> <p>ア. 資産超過であること。</p> <p>イ. EBITDA有利子負債倍率 ((借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)) が15倍以内であること。</p> <p>②申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③信用保証協会への申込日※1において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>なお、認定取得後に新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※1 申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく危機関連保証の指定期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p>
(特別小口保険) 対象外	0.80%	金融機関 所定利率	<p>認定経営力向上計画に基づく資金のみが対象になります。</p> <p>*特別小口保険を利用する場合は、特別小口保証に準じる。</p> <p>*新事業開拓保険を利用する場合は、新事業開拓保証に準じる。</p> <p>*海外投資関係保険を利用する場合は、海外投資関係保証に準じる。</p> <p>【原則として、8,000万円超は有担保。】</p> <p>『認定経営力向上計画』(必要資料を含む。)</p>
対象	1.15%		<p>県内に主たる事業所を有し、同一事業を3年以上継続して営む個人または会社で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、次のいずれかの要件に該当する方。</p> <p>①業歴3年以上で、最近2年間の決算で利益を計上し債務超過でない。</p> <p>②業歴5年以上で、最近2年間のいずれかの決算で利益を計上し繰越欠損がない。</p> <p>③各前号に準ずるもので、債務超過でなく今期利益計上見込みである。</p>
対象	1.15%		<p>激甚災害により直接的に被害を受けた方で、①災害救助法が適用された地域、又は、②主務省において指定した地域（被災地域）内に事業所を有する方。</p> <p>『市区町村・消防署が発行する罹災証明書』</p>
対象外	0.45～1.90%	金融機関 所定利率	<p>次の(1)又は(2)の資金に限るものとする（保証申込受付時点において特定区域内に事業所を有するものを除く。）</p> <p>(1)本制度の保証に係る既往借入金の範囲内の額による借換資金</p> <p>(2)①又は②に係る債務の返済資金（ただし、自己資金や他の借入金等と合わせて当該債務の完済が見込まれる場合に限る。）</p> <p>①株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定により買取りをした債権</p> <p>②産業復興機構が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の規定により買取りをした債権</p>
(経営安定関連1～4、6号) 対象外	0.80%	金融機関 所定利率	<p>保証時点において、緊急保証の既往借入金の残高があること。</p> <p>*経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。</p> <p>【原則として、返済する既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならない保証条件とする。】</p> <p>『事業計画書』(本制度所定の様式)</p>
(経営安定関連5、7、8号) 対象	0.75%	金融機関 所定利率	<p>保証時点において、一般保証、経営安定関連保証または中小企業金融安定化特別保証の既往借入金の残高があること。</p> <p>*経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。</p> <p>【原則として、返済する既往借入金の保証条件に比べて中小企業に不利にならない保証条件とする。】</p> <p>『事業計画書』(本制度所定の様式)</p>
(経営安定関連1～4、6号) 対象外	0.80%	金融機関 所定利率	<p>保証時点において、返済条件の緩和を行っている保証付既往借入金の残高があること。</p> <p>返済緩和口が含まれていれば、正常口も借換え対象となる。…正常口のみの借換えは不可</p> <p>対象資金は、事業計画に記載されている資金に限る。</p> <p>リスク改善借換を再度リスク改善借換で借り換えることはできない。</p> <p>本制度所定の『状況説明書』『事業計画書』(申込人が策定したもの)</p> <p>『認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面』(事業計画書に記載がある場合は不要)</p> <p>中小企業者、金融機関の責務および報告等は、経営力強化保証に準じる。</p>
対象	0.45～1.90%	金融機関 所定利率	<p>公害防止施設の改善又は移転について、県および市町村による勧告又は指導を受けた方。もしくは一定の要件を満たし保証協会の申請により県知事の認定を受けた方。</p> <p>『県知事または市町長の勧告書』『設備見積書』</p>
対象	1.15%	金融機関 所定利率	<p>『省・非化石エネルギー施設の設置に関する計画書』『設備見積書』</p>
対象	1.00%	金融機関 所定利率	

制度名	概要	保証限度額 〔貸付限度額〕	期間・返済方法
協会制度	海外投資関係保証 (海外投資)	海外直接投資事業に必要な資金について行う保証 (海外投資関係保険) 2億円 (特定の組合 4億円)	10年以内 原則、分割返済
	新事業開拓保証 (新事業開拓)	「新事業開拓保険にかかる新事業認定実施要領」に基づき、新事業として保証協会が認定した事業に必要な資金について行う保証 (新事業開拓保険) 2億円 (特定の組合 4億円)	10年以内 原則、分割返済
	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生法・会社更生法に基づき事業再生を図る中小企業者に対する全国統一の保証制度 (個別の手形割引、電子記録債権割引も利用可能) (事業再生保険) 2億円	10年以内 一括または分割返済
	事業再生円滑化関連保証 (プレDIP保証)	【事業再生円滑化関連特例】 特定認証紛争解決手続、あるいは独立行政法人中小企業基盤整備機構もしくは認定支援機関の指導または助言により事業再生を図る中小企業者に対する全国統一の保証制度 (個別の手形割引、電子記録債権割引も利用可能) ※NPO法人は対象外	2億8,000万円 【貸付限度額3億5,000万円】 組合 4億8,000万円 【貸付限度額6億円】
			(特別小口保険) 2,000万円
	農商工等連携事業関連保証 (農商工連携)	【農商工等連携事業関連特例】 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に定める、農商工等連携事業を実施する中小企業者に対する全国統一の保証制度 ※NPO法人は対象外	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)
			(特別小口保険) 2,000万円
			(新事業開拓保険) 4億円 (組合 6億円)
			(流動資産担保保険) 2億円 【貸付限度額2億5,000万円】
			(海外投資関係保険) 4億円 (組合 6億円)
	農商工等連携支援関連保証 (農商工連携支援)	【農商工等連携支援関連特例】 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に定める農商工等連携支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人およびNPO法人に対する保証	一般社団法人 一般財団法人 NPO法人 2億8,000万円
	経営承継関連保証 (経営承継)	【経営承継関連特例】 経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じている中小企業者に対する全国統一の保証制度 (個別の手形割引、電子記録債権割引も利用可能) ※NPO法人は対象外	会社 2億8,000万円
			(特別小口保険) 2,000万円
	経営承継借換関連保証 (経営承継借換)	【経営承継借換関連特例】 経営承継を予定している会社である中小企業者であって、経営者保証を提供していることがその承継の障害になっている場合において、経営者保証を提供している金融機関からの借入れを経営者保証が不要とする融資に借り換えるための資金に対する保証	会社 2億8,000万円 (特別小口保険) 2,000万円

責任共有 制度対象	貸付金額に 対する保証料率 (年率)	貸付利率 (年率)	備 考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対象	1.15%	金融機関 所定利率	『海外直接投資の事業に係る計画書』
対象	1.15%	金融機関 所定利率	『新事業の開拓に関する計画書』『中小企業信用保険法施行規則第7条の規定による認定申請書』
対象外	2.20%	金融機関 所定利率	次のいずれかに該当し、再生・更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない方。 ①再生・更生事件が係属している方。②再生手続終結の決定を受けた方。 『月次資金繰り実績（予定）表』『民事再生法、会社更生法の手続開始申立書および申立書の添付書類一切』等、本制度所定の書類
【部分保証】 80%	1.76%	金融機関 所定利率	*特別小口保証を利用する場合は、特別小口保証に準じる。 『特定認証紛争解決手続実施、独立行政法人中小企業基盤整備機構もしくは認定支援機関が事業再生計画の作成について指導または助言を開始したことを証する書面』『事業再生に関する計画書（事業再生円滑化関連保証用）』
(特別小口保険) 対象外	0.93%		
対象	0.70%		
(特別小口保険) 対象外	0.80%		保証限度額合計：12億8,000万円（組合は 18億8,000万円） *特別小口保証を利用する場合は、特別小口保証に準じる。
対象	1.10%	金融機関 所定利率	*新事業開拓保険を利用する場合は、新事業開拓保証に準じる。 *流動資産担保保険を利用する場合は、流動資産担保融資保証に準じる。 *海外投資関係保険を利用する場合は、海外投資関係保証に準じる。 【原則として、8,000万円超は有担保。ただし、流動資産担保保険を利用する場合は、流動資産のみを担保とする。】 『農商工等連携事業計画の認定書および認定申請書（写）』
【部分保証】 80%	0.64%		
対象	1.10%		
対象	1.15%	金融機関 所定利率	【原則として、8,000万円超は有担保】 『農商工等連携支援事業計画の認定書および認定申請書（写）』 『中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第6条第1項に規定する一般社団法人、一般財団法人またはNPO法人であることを証する書面』
対象	0.36～1.52%		中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた方。 *特別小口保証を利用する場合は、特別小口保証に準じる。
(特別小口保険) 対象外	0.64%	金融機関 所定利率	『都道府県知事の認定書および認定申請書（写）』『認定申請の提出書類（写）』
対象	0.45～1.90%		次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者（金融商品取引法に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。）を対象とする。 (1)次のいずれにも該当することにつき、経済産業大臣の認定を受けていること。 ①中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。 ②認定申請日の直前の決算においてア、イを満たすこと。 ア. 資産超過であること イ. EBITDA有利子負債倍率 ((借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)) が15倍以内であること ③当該中小企業者が認定申請日より3年内に事業承継を予定していること。 (2)信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 (3)信用保証協会への申込日※1において、返済緩和している借入金がないこと。 なお、認定取得後に新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※1 申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく危機関連保証の指定期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。
(ガバナンス体制 の整備に関する チェックシートが あり要件を満たす 場合)	0.20～1.15%	金融機関 所定利率	
(特別小口保険) 対象外	0.80%		

制 度 名	概 要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
協 会 制 度	経営承継準備関連保証 (経 営 承 継 準 備)	【経営承継準備関連特例】 中小企業者が、経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために生じる費用にかかる融資に対する保証を行うことにより、経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする保証制度 (個別の手形割引、電子記録債権割引も利用可能)	個人・会社 2億8,000万円 (特別小口保険) 2,000万円
	特定経営承継関連保証 (特 定 承 継)	【特定経営承継関連特例】 中小企業における経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに対し、中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金に係る融資について保証を行うことにより、経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする保証。	2億8,000万円 (特別小口保険) 2,000万円
	特定経営承継準備関連保証 (特 定 承 継 準 備)	【特定経営承継準備関連特例】 事業を営んでいない個人が、経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために生じる費用にかかる融資に対する保証を行うことにより、経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする保証。	2億8,000万円 運転10年以内 設備15年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
	特定信用状関連保証 (L C 保 証)	【特定信用状関連特例】 中小企業者の外国関係法人が外国銀行等から借り入れを行うに際し、国内金融機関が発行する特定信用状について行う全国統一の保証制度 ※NPO法人は対象外	2億円 【貸付限度額 2億5,000万円】 1年以内 原則、一括返済
	一括支払契約保証 (一 括 支 払 保 証)	支払企業である中小企業者の支払債務に対して行う全国統一の保証制度(根保証) (対象となる被保証債務は、特定支払債務のうち、金融機関が納入企業から売掛金債権等の譲受けやその他の行為に基づいて、当該売掛金債権等の支払期日より前に納入企業に対して金銭を支払う(割引といふ。)ことにより負担することとなる債務)	(特定支払契約保険) 10億円 1年以内
	予 約 保 証 (予 約 保 証)	中小企業者、特に小口零細企業の、一時的かつ緊急的な資金需要に迅速にこたえることを目的とした全国統一の保証制度 (信用保証書の有効期間が365日の個別保証)	2,000万円 小口零細企業保証を利用するときは500万円、ただし、既存の保証付融資残高(根保証は融資極度額)との合計で2,000万円以内 5年以内 原則、均等返済
	中 堅 企 業 (破綻金融機関等関連) 特 別 保 証 (中 堅 特 別)	取引金融機関の破綻等により金融取引に支障が生じている中堅企業に対し、事業資金の調達を支援する全国統一の保証制度	(破綻金融機関等関連特別保険) 会社 6億円 ※既存の保証付融資残高との合計で6億円以内 7年以内 原則、均等返済
			運転5年以内 (うち据置1年以内) 設備7年以内 (うち据置1年以内) 分割返済

責任共有 制度対象	貸付金額に 対する保証料率 (年率)	貸付利率 (年率)	備 考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対 象	0.36 ~ 1.52%	金融機関 所定利率	<p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する中小企業者を対象とする。</p> <p>(1)中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号口の規定による経済産業大臣の認定を受けた方。</p> <p>(2)個人である中小企業者であって、同法第12条第1項第2号口の規定による経済産業大臣の認定を受けた方。</p> <p>(3)会社である中小企業者であって、次の①から③のいずれにも該当すること。</p> <p>①認定申請日の直前の決算において下記 a. b. に該当し同法第12条第1項第1号ハの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。</p> <p>a. 資産超過であること</p> <p>b. EBITDA有利子負債倍率 ((借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)) が15倍以内であること</p> <p>②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。</p> <p>③信用保証協会への申込日※1において、返済緩和している借入金がないこと。</p> <p>なお、認定取得後に新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。</p> <p>※1申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく危機関連保証の指定期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。</p> <p>*特別小口保険を利用する場合は、特別小口保証に準じる。 『都道府県知事の認定書および認定申請書（写）』『認定申請の提出書類（写）』</p>
(特別小口保険) 対象外	0.64%	金融機関 所定利率	<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号の規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者の代表者の方。</p> <p>*特別小口保険を利用する場合は、特別小口保証に準じる。 『都道府県知事の認定書および認定申請書（写）』『認定申請の提出書類（写）』</p>
対 象	0.36 ~ 1.52%	金融機関 所定利率	<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人。</p> <p>『都道府県知事の認定書および認定申請書（写）』『認定申請の提出書類（写）』</p>
【部分保証】 80%	0.45 ~ 1.90%	金融機関 所定利率	<p>外国法人（新たに設立されるものを含む）と経営を実質的に支配していると認められる関係にある中小企業者。</p> <p>『本制度所定の信用保証委託申込書、保証依頼書および委託契約書』 『特定信用状を活用した外国関係法人の金銭の借入に関する計画書』</p>
【部分保証】 70%以下	0.50 ~ 2.20 % に 保証割合を乗じた 率 ※割引の都度、納 入企業が負担	金融機関 所定利率	<p>一括決済方式のうち、ファクタリング方式、信託方式および併存的債務引受方式が対象。</p> <p>一企業の利用は1口に限る。</p> <p>【代表者も含めて連帯保証人不要】</p> <p>『本制度所定の信用保証委託申込書、保証依頼書および委託契約書』</p>
対 象	0.60 ~ 1.90%	金融機関 所定利率	<p>同一事業の歴史が3年以上、かつ、申込金融機関との与信取引が1年以上ある方で、CRD評点が保証料率区分2以上の中小企業者。</p>
(小口零細企業保証) 対象外	0.70 ~ 2.20%	金融機関 所定利率	<p>同一金融機関における予約は1口に限る。（貸付実行後の再利用は可能。）</p> <p>借換資金は対象外。</p> <p>『予約保証制度を利用されるお客様へ（写）』（貸付中止事由にかかる同意書）</p>
対象外	普通保証 0.75% 無担保保証 0.65%	金融機関 所定利率	<p>資本金5億円未満で中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者に該当しない方 【原則として、1億円超は有担保】</p> <p>『破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書』</p>

制度名	概要	保証限度額 〔貸付限度額〕	期間・返済方法	
協会制度	下請振興関連保証 (下請振興)	下請事業者が、親事業者(下請中小企業振興法第2条第2項規定)に対して有する売掛債権を担保とした融資について行う全国統一の保証制度 根保証は当座貸越、個別保証は手形貸付 ※NPO法人は対象外	4億8,000円 (組合 6億8,000万円以内) 【以下、内訳】 (普通保証 2億円以内) (△組合 4億円以内) (無担保保証 8,000万円以内) (無担保無保証人保証 2,000万円以内) (流動資産担保保証 2億円以内)	運転5年以内 (うち据置1年以内) 設備7年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等分割返済
	地域経済牽引事業 地域牽引事業	【地域経済牽引事業関連特例】 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、その融資の円滑化に資することを目的とする保証	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
	地域経済牽引支援 地域牽引支援	【地域経済牽引支援関連特例】 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する地域経済牽引事業に対して、地域経済牽引支援機関である一般社団法人又は一般財団法人が行う連携支援事業の実施に必要な資金について、その融資の円滑化に資することを目的とする保証	一般社団法人 一般財団法人 2億8,000万円	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
	特例地域経済牽引事業 特地域牽引事業	地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する中小企業者が、承認地域経済牽引事業計画に従って事業承継等を行うにあたって必要となる資金に対する保証	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
	危機関連保証 (危機関連)	【危機関連特例】 突然的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して信用保証協会が資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした全国統一の保証	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内 (うち据置2年以内) 原則、均等返済
	自主廃業支援保証 (廃業支援)	現在事業は行っているものの、事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要となる事業資金の調達を支援することを目的とした全国統一の保証	3,000万円	1年以内 (かつ、終期は解散予定期より前)
	商店街活性化促進事業 関連保証 (商店街活性化)	【商店街活性化促進事業関連特例】 商店街活性化促進事業計画に適合する事業を行う中小企業者の必要な資金について行う保証	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内 (うち据置1年以内) 原則、分割返済
	新技術等実証関連保証 (新技術等実証)	【新技術等実証関連特例】 「生産性向上特別措置法」に基づき、主務大臣の認定を受けた「新技術等実証計画」に従って行われる新技術等実証に必要な資金を円滑に供給し、我が国産業の国際競争力の維持および強化を図り、もって国民生活の向上および国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする保証	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内 (うち据置1年以内) 原則、分割返済
	革新的データ産業 活用関連保証 (革新的データ)	【革新的データ産業活用関連特例】 「生産性向上特別措置法」に基づき、主務大臣の認定を受けた「革新的データ産業活用計画」に従って行われる革新的データ産業活用に必要な資金を円滑に供給し、我が国産業の国際競争力の維持および強化を図り、もって国民生活の向上および国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする保証。	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内 (うち据置1年以内) 原則、分割返済
	先端設備等導入 関連保証 (先端設備等導入)	【先端設備等導入関連特例】 「生産性向上特別措置法」に基づき、特定市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って中小企業者が行う先端設備等導入に必要な資金を円滑に供給し、我が国産業の国際競争力の維持および強化を図り、もって国民生活の向上および国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする保証	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内 (うち据置1年以内) 原則、分割返済

責任共有 制度対象	貸付金額に 対する保証料率 (年率)	貸付利率 (年率)	備 考 (資格要件、特に必要とする書類等)
(普通・無担保保険) 対象	(普通保証・無担保保証) 0.45%～1.90%		
(特別小口保険) 対象外	(無担保無保証人保証) 0.80%	金融機関 所定利率	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者を対象とする。 8,000万円超は、原則有担保とする。ただし、流動資産担保保証を利用する場合は、金額にかかわらず、申込人が主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する親事業者に対して有する売掛債権のみを譲渡担保として徴求する。(金融機関と信用保証協会の準共有とする。ただし、電子記録債権を担保とするときは、この限りでない。) 本制度所定の『信用保証委託申込書』、『信用保証依頼書』等に加え、『主務大臣の承認を受けた振興事業計画（写）』も必要となる。
(流動資産担保保険) 部分保証 80%	(流動資産担保保証) 0.56%		
対象	0.80%	金融機関 所定利率	『承認地域経済牽引事業計画に係る承認申請書（写）』
対象	1.15%	金融機関 所定利率	『承認連携支援計画に係る承認申請書（写）』 『地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第29条に規定する一般社団法人又は一般財団法人である事を証する書面』
対象	0.80%	金融機関 所定利率	次の(1)から(3)のいずれにも該当する中小企業者が対象となる。 (1)認定申請日の直前の決算において下記a. b. に該当し、地域経済牽引事業計画を都道府県知事又は主務大臣に提出し承認を受けた中小企業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従つて事業承継等を行うもの。 a. 資産超過であること。 b. EBITDA有利子負債倍率 ((借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)) が15倍以内であること。 (2)信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 (3)信用保証協会への申込日※1において、返済緩和している借入金がないこと。 なお、認定取得後に新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※1 申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく危機関連保証の指定期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。ただし、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間中（経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。）である場合においては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間の始期の前日でも差し支えない。
対象外	0.80%	金融機関 所定利率	『中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長又は特別区長の認定書』
対象	0.45～1.90%	金融機関 所定利率	『廃業計画書』 『確認書』
対象	0.80%	金融機関 所定利率	『地域再生法第17条の16第1項に係る認定申請書および認定書（写）』
対象	0.80%	金融機関 所定利率	『新技術等実証計画に係る認定申請書および認定証（写）』
対象	0.80%	金融機関 所定利率	『革新的データ産業活用計画の認定申請書および認定書（写）』
対象	0.80%	金融機関 所定利率	『先端設備等導入計画に係る認定申請書および認定書（写）』

制度名		概要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
県制度	創業	<p>創業バックアップ資金保証 (県創業バックアップ)</p> <p>県内に住所を有する事業を営んでいない個人で、県内で新たに事業を開始しようとする方または県内で事業開始後5年未満の創業者に対する、事業を開始または実施するために必要となる資金について行う保証</p> <p>※NPO法人は対象外</p>	3,500万円	<p>運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置2年以内)</p> <p>原則、均等返済</p>
	小企業	<p>小規模企業者の事業資金について行う保証 (個別の手形割引、電子記録債権割引も利用可能)</p> <p>※全国統一保証制度「小口零細企業保証」に準拠</p> <p>※NPO法人(医業を主たる事業とする法人を除く)は対象外</p>	2,000万円 ※既存の保証付融資残高(根保証は融資極度額)との合計で2,000万円以内	<p>運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置2年以内)</p> <p>一括または分割返済</p>
	経営安定資金保証 (県経営安定)	売上高または経常利益の減少、セーフティネット認定等、一定の要件に該当する中小企業者の、経営基盤の安定に必要な長期の事業資金について行う保証	5,000万円	<p>運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置2年以内)</p> <p>原則、分割返済</p>
	経営安定短期資金保証 (県経営安定短期)	資金繰りの安定に必要な短期の事業資金(運転資金、設備資金)について行う保証	2,000万円	<p>1年以内</p> <p>一括または分割返済</p>
	経営安定長期設備資金保証 (県経営安定長期設備)	中堅企業や競争力強化を目指す企業の前向きな設備投資を支援する保証	1億円	<p>15年以内 (うち据置2年以内)</p> <p>原則、分割返済</p>

責任共有 制度対象	貸付金額に に対する保証料率 (年率)	貸付利率 (年率)	備 考 (資格要件、特に必要とする書類等)
(創業関連) 対象外	0.40% (注)	1.65%	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>①商工会議所、商工会または経営革新等支援機関の指導を受け事業計画書を策定した方で、商工会議所、商工会または経営革新等支援機関の推薦を得た方。</p> <p>②開業しようとする事業と同一の事業に3年以上継続して従事した経験のある方。</p> <p>③特許法、実用新案法または意匠法に基づく設定登録を受けた方で、その技術を実用化するため新たに事業を開始する方。</p> <p>④法律に基づく資格を有する方で、その資格を生かして新たに事業を開始する方。</p> <p>認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行う場合は、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについての『市町長の証明書（写）』 (注) 松浦市内の創業者の場合は、松浦市から、創業関連保証の場合は0.40%、一般保証の場合は0.10～0.65%の保証料補助があります。(申込の際、市税の納税証明書を添付してください) その他の地方公共団体の保証料補助：壱岐市、対馬市および雲仙市の創業者の方。 ※当該地方公共団体への交付申請が必要です。詳しくは、各市の担当窓口にお問い合わせください。</p>
対象	※融資対象不動産を 担保とする場合 0.05～1.50% (注)		
対象外	0.50～1.60%		
(特別小口保険) 対象外	0.45%	1.90% 以内	<p>小規模企業者の定義は、P②を参照</p> <p>【原則として無担保】</p> <p>*特別小口保険を利用する場合は、特別小口保証に準じる。</p> <p>*経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。</p>
(経営安定関連1～8号) 対象外	0.45%		
対象	0.45～1.30% (注)		<p>次のいずれかに該当する方。</p> <p>①直近期の税務申告決算と直近期の前期以前3期の何れかの税務申告決算とを比較し、売上高または経常利益（個人事業者は所得金額）が減少している方。</p> <p>②中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者（セーフティネット認定企業）。</p> <p>③最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している方。</p> <p>④直近期の税務申告決算において繰越欠損（個人事業者はマイナスの元入金）を内包している方。</p> <p>⑤本制度を利用中で、返済財源が不足するため再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換えを行う方。</p> <p>*経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。</p>
(経営安定関連1～4.6号) 対象外	0.45% (注)	1.95% 以内	<p>『経営安定資金に係る確認書』（上記③に該当する場合）</p> <p>『中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく市町長の認定書』（上記②に該当する場合）</p> <p>(注) 取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書（協会所定様式）の添付がある場合は、事業性評価割引（0.10%）を適用する。</p>
(経営安定関連5、7、8号) 対象	0.40% (注)		
対象	0.45～1.30%		
(経営安定関連1～4.6号) 対象外	0.45%	1.55%	*経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。
(経営安定関連5、7、8号) 対象	0.40%		
対象	0.45～1.30% (注)		<p>次のいずれかに該当する設備投資を行う方</p> <p>①工場、倉庫、店舗、事務所等の新築、増築、改築または改装資金</p> <p>②構築物、機械、装置等の新設、増設、更新または改造資金</p> <p>③資材置場や駐車場用地等事業に係る土地利用を主目的とするもの。</p> <p>または、前記①、②を目的とする土地取得資金</p> <p>*運転資金は、設備投資に伴い必要となるつなぎ資金の決済資金に限る。</p> <p>*取扱いは、令和7年3月31日保証承諾分まで。</p> <p>(注) 取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書（協会所定様式）の添付がある場合は、事業性評価割引（0.10%）を適用する。</p>
(経営安定関連1～4.6号) 対象外	0.45% (注)	2.15% 以内	
(経営安定関連5、7、8号) 対象	0.40% (注)		

制度名	概要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
県 制度	地域産業支援資金保証 (県地域産業支援)	過疎・離島半島地域の産業振興、地域産業雇用促進に取り組む中小企業者に対する、事業の遂行に必要な資金について行う保証 ①過疎・離島半島振興資金 ②地域雇用促進応援資金	5,000万円 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置2年以内) 原則、分割返済
	緊急資金繰り支援資金保証 (県緊急支援)	取引先の倒産や自然災害による被災など、急激な経営環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対する資金繰り支援資金について行う保証 ①連鎖倒産防止資金 倒産企業または知事が特に認めた企業に対し売掛金債権等を有する方に対する連鎖倒産を防止するための運転資金 ②災害復旧支援資金 自然災害の被災者に対する災害復旧資金 ③環境変化対策資金 知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている方への経営安定資金	①連鎖倒産防止資金 3,000万円 但し、売掛金債権等の債権額以内 ②災害復旧支援 3,000万円 ③環境変化対策資金 1億円 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置2年以内) 原則、分割返済 10年以内 (うち据置2年以内) 原則、分割返済
	緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証 (県伴走特別)	新型コロナウイルス感染症等の影響により、積み上がった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に応えることで、中小企業者の資金繰りの円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、もって当該中小企業者の経営の安定や収益力改善を図ることを目的とする全国統一制度を活用した県制度	1億円 ただし、全国統一制度である伴走特別と合算して1億円以内 10年以内 (うち据置5年以内) 分割返済 一括返済は1年以内

責任共有制度対象	貸付金額に対する保証料率(年率)	貸付利率(年率)	備考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対象	0.05～0.90% (注)	過疎・離島半島振興資金 1.80% 地域雇用促進応援資金 1.55%以内	①過疎・離島半島地域において事業を継続している方。 ②地域産業雇用創出チャレンジ支援事業【事業拡充支援】の補助の採択を受けた者。 『補助の採択を受けたことが分かる書類』(地域雇用促進応援資金の場合) (注)取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書(協会所定様式)の添付がある場合は、事業性評価割引(0.10%)を適用する。
対象	0.05～0.90% 特定の借換えの場合 0.45～1.30% (注)		①連鎖倒産防止資金 『売掛金債権等の債権額が確認できる書類』 ②災害復旧資金 市町等が発行する「罹災証明書」等の『被災証明書』 ③環境変化対策資金 『緊急資金繰り支援資金(環境変化対策)に係る確認書』 *上記③の場合、一般枠と経営安定関連枠で各々1億円の利用が可能 *経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 (注)特定の借換えの場合とは、国からの保証料補助がある既保証(長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証など)の借換えを含む場合を指す。
(経営安定関連1～4、6号) 対象外	0.05% 特定の借換えの場合 0.45% (注)	1.30%	
(経営安定関連5、7、8号) 対象	0.00% 特定の借換えの場合 0.40% (注)		
対象 (注5)	0.00% (注3) ただし、経営者保証免除対応をした場合は基準料率に0.20%を上乗せする		次の①から⑨のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者。(③から⑨については(注1)、(注2)を参照) ①中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けている。(注1) ②保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けている。(注1) ③最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している。 ④最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している。 ⑤最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している。 ⑥直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している。 ⑦最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している。 ⑧最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している。 ⑨直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している。
(経営安定関連4号) 対象外		1.30%	次の①および②を満たす場合に、信用保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができる。 ①令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること ②直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない
(経営安定関連5号) 対象 (注5)	0.00% (注4) ただし、経営者保証免除対応をした場合は基準料率に0.20%を上乗せする		注1：保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 注2：保険法第3条の規定による普通保険に係る保証および同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。 注3：借入金額に対し当初保証料については0.25%～0.75%(経営者保証免除対応を適用する場合、③～⑨における責任共有制度の対象外での借換えの場合は0.30%～1.25%)相当の額を国が補助する。条件変更保証料は補助の対象外。 注4：借入金額に対し当初保証料については0.65%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%)相当の額を国が、0.20%を県が補助する。条件変更保証料は国の補助の対象外。 注5：責任共有対象外の既保証を借り換える場合(同額以下の借換えに限る)は、責任共有の対象外となる。

制度名	概要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
県制度	再生支援資金保証 (県再生支援)	経営改善計画を策定し事業の再生に努力している中小企業者に対し、金融機関等と協調し、事業再生を支援することを目的とした保証	5,000万円 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置2年以内) 原則、分割返済
	事業承継保証 (県事業承継)	事業承継計画を策定し、計画に従って事業承継を行う中小企業者に対する事業承継に必要な資金について行う保証	1億円 運転10年以内 (うち据置1年以内) 設備15年以内 (うち据置2年以内) 原則、均等返済
	協同組合振興資金保証 (県組合振興)	長崎県中小企業団体中央会に加入している中小企業協同組合、協業組合等の経営の合理化、設備の近代化ならびに経営の安定のために必要な資金について行う保証	5,000万円 (転貸の場合は1組合員 1,000万円以内) ※知事特認の場合は認められた額 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置2年以内) 一括または分割返済
	長崎県地方創生推進資金保証 (県地方創生)	食品製造業、観光関連業などの分野において、県内中小企業の前向きな取り組みを支援し、地方創生の推進を目的とした保証 ①宿泊事業者応援資金 ②Nびか認証企業応援資金 ③SDGs登録企業応援資金	資金使途が①の場合 2億8,000万円 (ただし、運転資金は設備投資に伴い必要となる資金に限る。) 資金使途が②③の場合 5,000万円 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置2年以内) ただし、 宿泊事業者応援資金については 20年以内または耐用年数のいずれか短い期間 (うち据置2年以内) 原則、分割返済
	長崎県緊急資金繰り支援危機関連保証 (県危機関連)	危機関連保証制度に準拠し、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して信用保証協会が資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証	2億8,000万円 10年以内 (うち据置2年以内)

責任共有制度対象	貸付金額に対する保証料率(年率)	貸付利率(年率)	備考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対象	0.05～1.50%		<p>①長崎県中小企業活性化協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画を策定した方。</p> <p>②厳しい経営状況にあるが、事業再生に向けた再建計画を策定し、経営改善に努力している方であって、取扱金融機関の推薦を得た方。</p> <p>③経営の改善が必要として、商工会議所または商工会の支援を得て経営改善計画を策定した方であって、商工会議所または商工会の推薦を得た方。</p> <p>④がんばる長崎 中小企業経営支援ネットワークに係る経営サポート会議において支援が検討され、金融機関の支援を受け経営再建を行う方。</p> <p>* 経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。</p> <p>『再生計画書（写）』、または『経営改善計画書（写）』および『金融機関、商工会議所等の推薦書』</p>
(経営安定関連1～4,6号) 対象外	0.40%	1.80%以内	
(経営安定関連5、7、8号) 対象	0.35%		
対象	0.00～1.12%	1.65%	<p>県内で事業を継続して行い、事業承継計画に従って事業承継を行う中小企業者であって、次の①～④のいずれかに該当し、かつ、⑤に該当する方（5年以内に承継予定の方又は承継後5年以内の方）。</p> <p>①個人事業主から事業を承継した個人もしくは会社</p> <p>②代表者の交代による経営の承継を行う会社</p> <p>③事業承継のために設立された持株会社</p> <p>④被承継者の事業の承継をした個人もしくは会社</p> <p>⑤申込人および被承継者に県税の未納がないこと</p> <p>「事業承継計画書」、資金使途に係る確認資料</p> <p>株式取得資金のときは税理士等が作成した「株式評価算定書」</p>
対象	0.45～1.30%	1.85% 期間1年以内 1.55%	<p>【転貸資金の場合は、代表理事のほか転貸先組合員（法人の場合は代表者）を保証人とする。】</p> <p>『長崎県中小企業団体中央会の意見書（写）』（申込先：長崎県中小企業団体中央会）</p> <p>『金融事業の規約』（転貸資金の場合）</p>
対象	0.20%	①宿泊事業者応援資金 1.00% (注) ②Nびか認証企業応援資金 1.30% ③SDGs登録企業応援資金 1.30%	<p>①宿泊業を営む者または宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与するとして、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者。</p> <p>②長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nびか）の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者。</p> <p>③長崎県SDGs登録制度に登録し、かつ、SDGsの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者。</p> <p>『経営力向上計画に係る認定通知書（写）』又は『経営革新計画に係る承認通知書（写）』（経営革新・経営力向上計画の承認・認定を受けた場合）</p> <p>『計画の認定を受けた事が分かる書類』（県の補助事業にかかる計画の認定を受けた場合）</p> <p>(注) 取扱いは令和8年3月31日保証承諾分まで</p> <p>(注) 宿泊事業者応援資金の11年目以降の貸付利率は、その時点での県経営安定の利率以内</p>
対象外	0.05%	1.30%	<p>中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた方。</p> <p>『中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長又は特別区長の認定書』</p>

制 度 名		概 要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
市町制度（本所管轄地域）	長崎市中小企業創業資金保証（長創業）	<p>長崎市内に住所を有し、市内で新たに事業を開始する方または市内で事業開始後5年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証</p> <p>①商工会議所または商工会の指導を受け事業計画書を策定し、推薦を受けた方</p> <p>②認定特定創業支援等事業（「創業サポート長崎」）による支援を受けた方</p> <p>※NPO法人は対象外</p>	3,500万円	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置2年以内) 均等返済
	諫早市中小企業創業資金保証（諫早創業）	<p>諫早市内に住所を有し、市内で新たに事業を開始する方または市内で事業開始後5年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証</p> <p>※NPO法人は対象外</p>	2,000万円	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
	大村市中小企業創業資金保証（大村創業）	<p>大村市内に住所を有し、市内で新たに事業を開始する方または市内で事業開始後1年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証</p> <p>※NPO法人は対象外</p>	1,000万円	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内)
	対馬市中小企業創業資金保証（対馬創業）	<p>対馬市内で新たに事業を開始する方または市内で事業開始後1年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証</p> <p>※NPO法人は対象外</p>	500万円	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 分割返済
	壱岐市中小企業創業資金保証（壱岐創業）	<p>壱岐市内に住所を有し、市内で新たに事業を開始する方または市内で事業開始後1年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証</p> <p>※NPO法人は対象外</p>	1,000万円	7年以内 (うち据置1年以内) 一括または分割返済
	五島市中小企業創業資金保証（五島創業）	<p>五島市内に住所を有し、市内で新たに事業を開始する方または市内で事業開始後1年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証</p> <p>※NPO法人は対象外</p>	1,000万円	運転5年以内 (うち据置1年以内) 設備7年以内 (うち据置1年以内) 分割返済
	南島原市中小企業創業支援資金保証（南島原創業）	<p>南島原市内に住所を有し、市内で新たに事業を開始する方または市内で事業開始後1年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証</p> <p>※NPO法人は対象外</p>	500万円	7年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等分割返済
	長与町小規模企業創業支援資金保証（長与創業）	<p>長与町内で新たに事業を開始する方または町内で事業開始後1年未満の創業者（小規模企業者に限る）に対する創業関連保証に準じた保証</p> <p>※NPO法人は対象外</p>	500万円	7年以内 (うち据置1年以内) 元金均等返済

責任共有 制度対象	貸付金額に に対する保証料率 (年率)	貸付利率 (年率)	備 考 (資格要件、特に必要とする書類等)
(創業関連) 対象外	市が全額補助	1.40%	<p>事業を行っていない個人、事業開始（会社設立）後5年末満の個人・会社または分社後5年末満の会社。</p> <p>事業開始までに、長崎市内に住所（法人の場合は、登記上の所在地）を有していること。</p> <p>新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』</p> <p>商工会議所・商工会の推薦を得て創業する場合は『長崎市中小企業創業資金に係る推薦書』</p> <p>認定特定創業支援等事業（創業サポート長崎）による支援を受けた場合は、その旨の市長の証明書（写）</p> <p>申込先：長崎商工会議所、東長崎商工会、長崎市北部商工会、長崎南商工会</p> <p>ただし、認定特定創業支援等事業（創業サポート長崎）による支援を受けた場合は、上記証明書を添付し、取扱金融機関に直接申し込むことができます。</p> <p>※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。</p>
(創業関連) 対象外	市が全額補助	1.30% (注)	<p>事業を行っていない個人、事業開始（会社設立）後5年末満の個人・会社または分社後5年末満の会社。</p> <p>諫早市が発行する『中小企業創業支援資金融資あっせん書（写）』</p> <p>新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』</p> <p>認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、認定特定創業支援等事業により支援を受けた旨の市長の証明書（写）</p> <p>申込先：諫早市</p> <p>（注）諫早市に利子の一部補給を申し込むことができます。（融資を受けた日から起算して3年間分）</p> <p>※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。</p>
(創業関連) 対象外	市が全額補助	1.30%	<p>事業を行っていない個人、事業開始（会社設立）後1年末満の個人・会社または分社後1年末満の会社。</p> <p>大村商工会議所が発行する『創業資金融資あっせん書（写）』</p> <p>新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』</p> <p>申込先：大村商工会議所</p> <p>※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。</p>
(創業関連) 対象外	市が全額補助	1.50%	<p>事業を行っていない個人、事業開始（会社設立）後1年末満の個人・会社または分社後1年末満の会社。</p> <p>対馬市商工会が発行する『対馬市中小企業創業資金あっせん書（写）』</p> <p>新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』</p> <p>申込先：対馬市商工会</p> <p>※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。</p>
(創業関連) 対象外	市が全額補助	1.50%	<p>事業を行っていない個人、事業開始（会社設立）後1年末満の個人・会社または分社後1年末満の会社。</p> <p>壱岐市商工会が発行する『壱岐市中小企業創業資金借入に係る推薦書』</p> <p>新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』</p> <p>申込先：壱岐市商工会</p> <p>※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。</p>
(創業関連) 対象外	0.80% (注)3年間の保証 料補助あり	1.50% (注)	<p>事業を行っていない個人、事業開始（会社設立）後1年末満の個人・会社または分社後1年末満の会社。</p> <p>新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』</p> <p>福江商工会議所、五島市商工会が発行する『創業資金融資あっせん書（写）』</p> <p>申込先：福江商工会議所、五島市商工会</p> <p>（注）五島市が、融資実行後3年間の保証料補助と利子補給を行います。五島市に交付申請が必要です。</p> <p>※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。</p>
(創業関連) 対象外	市が全額補助	1.40%	<p>事業を行っていない個人、事業開始（会社設立）後1年末満の個人・会社または分社後1年末満の会社。</p> <p>南島原市商工会が発行する『南島原市中小企業創業支援資金あっせん書（写）』</p> <p>新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』</p> <p>申込先：南島原市商工会</p> <p>※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。</p>
(創業関連) 対象外	町が全額補助	2.00% (注)	<p>事業を行っていない個人、事業開始（会社設立）後1年末満の個人・会社または分社後1年末満の会社。</p> <p>ただし、小規模企業者に限る。</p> <p>会社の場合は、登記上の所在地および代表者の住所を長与町内に有していること。</p> <p>西そのぎ商工会が発行する『長与町小規模企業創業支援資金融資あっせん書（写）』</p> <p>新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』</p> <p>申込先：西そのぎ商工会長與支所</p> <p>（注）長与町が0.50%の利子補給を行います。長与町に交付申請が必要です。</p> <p>※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。</p>

制 度 名		概 要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
市町制度（本所管轄地域）	小 企 業	長崎市小企業振興資金保証（長小） 長崎市内に住所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う小規模企業者に対する、事業資金について行う保証	2,000万円	1年超7年以内 (うち据置1年以内) 元金均等返済
	長与町小規模企業振興資金保証（長与） 長与町内に事業所を有し、町内で同一事業を1年以上継続して行う小規模企業者に対する事業資金について行う保証		500万円	5年以内 (設備資金に限り、 うち据置6か月以内) 元金均等返済
	長崎市中小企業経営安定資金保証（長経営安定） 長崎市内に住所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証		5,000万円	1年超10年以内 (うち据置1年以内) 元金均等返済
	長崎市中小企業短期資金保証（長短期） 長崎市内に住所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する短期の運転資金について行う保証		1,000万円	1年以内 一括・元金均等返済 (6か月超は原則、 元金均等返済)
	長崎市中小企業工コ資金保証（長崎工コ資金） 長崎市内に住所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する、環境問題の改善のために使用する資金について行う保証		2,000万円 ※ただし、ZEB資金の対象の場合 は6,000万円以内 (対象事業費から各種補助金を除いた金額以内)	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 元金均等返済
	長崎市中小企業災害復旧等支援資金保証（長災害復旧） 長崎市内に住所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する、風水害、火災等の災害復旧資金および市長が特別に認める経済的環境の変化に対応するために必要な事業資金について行う保証		2,000万円 ただし、長危機関連と合算で2,000万円以内	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 元金均等返済
	長崎市中小企業連鎖倒産防止資金保証（長倒産） 長崎市内に住所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する、連鎖倒産防止を目的とした運転資金について行う保証		2,000万円 (倒産企業に対する債権額以内)	7年以内 (うち据置1年以内) 元金均等返済
	長いきいき企業者支援資金保証（長いきいき企業者支援） 長崎市内に住所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者であって、新技術を活用した新規事業、新商品・サービスの販路拡大事業等に取り組む方に対する、当該事業の実施に必要となる資金について行う保証		2,000万円	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 元金均等返済

責任共有制度対象	貸付金額に対する保証料率(年率)	貸付利率(年率)	備考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対象	0.45～1.425%		
(特別小口保険) (注)対象外		変動金利 (期間1年超 3年以内) 短プラ以内 (期間3年超) 短 プラ + 0.2%以内	法人の場合は、登記上の所在地が長崎市内であること。 ※特別小口保険を利用する場合は、特別小口保証に準じる。 ※経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 (注) NPO法人（医業を主たる事業とする法人を除く）が、特別小口保険を利用する場合は、責任共有制度の対象になります。
(経営安定関連1～4.6号) 対象外	市が全額補助		
(経営安定関連5、7、8号) 対象			
対象	0.225～0.950%	2.00% (注)	西そなぎ商工会が発行する『長与町小規模企業振興資金信用保証意見書（写）』 申込先：西そなぎ商工会長与支所 (注) 長与町が0.50%の利子補給を行います。長与町に交付申請が必要です。
対象	0.45～1.90%	変動金利 短 プラ + 0.1%以内 (期間3年超) 短 プラ + 0.3%以内	法人の場合は、登記上の所在地が長崎市内であること。
対象	0.45～1.52%	変動金利 短 プラ以内	法人の場合は、登記上の所在地が長崎市内であること。
対象	市が全額補助	1.40%	公害防止施設の整備、電動車の購入、屋上緑化、新・省エネルギー、廃棄物リサイクル設備の導入、ISO14000またはエコアクション21認証の取得、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）に係る設備（※）などに取り組む方。 法人の場合は、登記上の所在地が長崎市内であること。 『長崎市中小企業工コ資金申込受付通知書』 申込先：長崎市産業雇用政策課
対象	市が全額補助	1.40%	法人の場合は、登記上の所在地が長崎市内であること。 ※経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 『長崎市中小企業災害復旧等支援資金申込受付通知書』 災害復旧資金の場合は『罹災証明書』 申込先：長崎市産業雇用政策課
(経営安定関連1～4.6号) 対象外			
(経営安定関連5、7、8号) 対象	市が全額補助	1.40%	法人の場合は、登記上の所在地が長崎市内であること。 ※経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 『長崎市中小企業連鎖倒産防止資金申込受付通知書』 『倒産企業に対する債権額が確認できる書類』 申込先：長崎市産業雇用政策課
対象	市が全額補助	1.40%	①自己保有（共同保有を含む。）している特許法・実用新案法等に係る技術を利用した新規事業に取り組む方。 ②研究開発のために国、県、関係団体が交付する助成金を受けて開発した商品・サービスの販路拡大に取り組む方。 ③長崎市から製品・技術「優れモノ」認証を受けた企業または長崎市ブランド振興会から長崎市特産推奨品の認定を受けた企業であって、当該商品の販路拡大に取り組む方。 ④国、県、関係団体から農商工連携に係る支援を受けた企業であって、当該商品開発または販路拡大に取り組む方。 ⑤長崎市産業情報支援センターなどの公的機関の支援によって経営戦略を作成した企業であって、具体的ビジネスプランの実行に取り組む方。 ⑥商店街の活性化に資するため、商店街の空き店舗を利用して開業を行う方。 ⑦観光客向け宿泊施設、外国人観光客に対応する施設、コンベンション開催に対応する施設、バリアフリーに対応する施設等の改修を行う方。 法人の場合は、登記上の所在地が長崎市内であること。 『長崎市中小企業いきいき企業者支援資金申込受付通知書』『新規事業、販路拡大事業等に係る関係機関の認定書（写）』『新規事業、販路拡大事業等の事業計画書および収支計画書（写）』 申込先：長崎市産業雇用政策課

制度名	概要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
市町制度（本所管轄地域）	長崎市中小企業 いきいき 労働環境整備資金保証 (長いきいき環境整備)	長崎市内に住所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者であって、労働環境に係る施設の整備やワークライフバランス、障害者雇用、求職者支援に積極的に取り組み、働く者がいきいきする労働環境の整備に努力している方に対する、当該取り組みの実施に必要となる資金について行う保証	2,000万円 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 元金均等返済
	長崎市中小企業災害復旧等支援危機関連保証 (長危機関連)	危機関連保証制度に準拠し、突然に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して信用保証協会が資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証	2,000万円 ただし、長災害復旧と合算で2,000万円以内 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内)
	島原市中小企業 振興資金保証 (島原)	島原市内に住所および事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証	700万円 7年以内 (うち据置1年以内) 分割返済 (必要に応じ一括返済可)
	諫早市中小企業 振興資金保証 (諫早)	諫早市内に継続して1年以上住所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証	2,500万円 10年以内 (うち据置1年以内) 原則、分割返済
	大村市中小企業 振興資金保証 (大村)	大村市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金および災害復旧資金について行う保証 ①振興資金 ②市長が特に認める災害に係る災害復旧資金	2,000万円 ※ 災害復旧資金は別枠2,000万円 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 災害復旧資金は7年以内 (うち据置1年以内) 原則、分割返済
	対馬市中小企業 振興資金保証 (対馬)	対馬市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金および業容拡大資金について行う保証 ①振興資金 ②業容拡大資金	1,000万円 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 分割返済 (必要に応じ一括返済可)
	壱岐市中小企業 振興資金保証 (壱岐)	壱岐市内に主たる事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証	700万円 7年以内 分割返済 (必要に応じ一括返済可)
	五島市中小企業 振興資金保証 (五島)	①振興資金 五島市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証 ②業容拡大資金 五島市内に住所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者であって、これまで営んできた業種とは異なる業種の新たな事業を開始する方または当該新たな事業を開始後1年未満の方に対する、新たな事業の開始または実施に必要な資金について行う保証	①振興資金 1,000万円 運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 一括または分割返済 ②業容拡大資金 (別枠) 1,000万円 ※ただし、五島創業と合算で1,000万円以内 運転5年以内 (うち据置1年) 設備7年以内 (うち据置1年) 一括または分割返済
	雲仙市中小企業 振興資金保証 (雲仙)	雲仙市内に住所または主たる事業所（法人の場合は登記上の本店所在地）を有し、同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証	500万円 運転7年以内 設備10年以内 分割返済

責任共有 制度対象	貸付金額に に対する保証料率 (年率)	貸付利率 (年率)	備 考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対 象	市が全額補助	1.40%	<p>①従業員住宅、保健施設等、労働環境施設の整備を行う方。 ②従業員が100人以下の事業者であって、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、ワークライフバランスを推進している方。 ③障害者雇用を積極的に行っている方。(常時雇用している障害者の割合が全体の3.6%以上であること) ④ジョブカードの訓練計画の認定を受け、訓練を実施し、正社員の経験が少ない求職者に対する就職支援を積極的に行っている方。 法人の場合は、登記上の所在地が長崎市内であること。 『長崎市中小企業いきいき労働環境整備資金申込受付通知書』『長崎市所定の施設整備計画書(写)』 (施設整備資金の場合) 申込先：長崎市産業雇用政策課</p>
対象外	市が全額補助	1.40%	<p>中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市長の認定を受けた方。 『中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市長の認定書』</p>
対 象	0.45～1.90%	1.40% (注)	<p>(注) 島原市に利子および保証料の補給を申し込むことができます。 (最大一年分の支払済み利息と支払済み保証料の合計の50%)</p>
対 象	0.45～1.35%	1.40%	<p>*経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 『中小企業振興資金融資あっせん書(写)』 申込先：諫早市</p>
(経営安定関連1～4.6号) 対象外	0.30%		
(経営安定関連5、7、8号) 対 象	0.30%		
対 象	0.45～1.90%	1.40%	<p>経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 災害復旧資金の場合は、市長が発行する『被災届証明書』</p>
(経営安定関連1～4.6号) 対象外	0.80%		
(経営安定関連5、7、8号) 対 象	0.75%		
対 象	0.135～0.570% (業容拡大資金の場合は、市が全額補助) 0.085% (業容拡大資金の場合は、市が全額補助)	1.50%	<p>業容拡大資金の対象者は、これまで営んできた事業と日本産業分類の細分類が異なる業種において、新たに市内で事業を開始する具体的な計画を有する方。 対馬市商工会が発行する『対馬市中小企業振興資金あっせん書(写)』 業容拡大資金の場合は『事業計画書』 ※経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 申込先：対馬市商工会</p>
(経営安定関連5号) 対 象			
対 象	0.225～0.950%	2.00%	<p>壱岐市商工会が発行する『壱岐市中小企業振興資金借入に係る推薦書』 *経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 申込先：壱岐市商工会</p>
(経営安定関連1～4.6号) 対象外	0.30%		
(経営安定関連5、7、8号) 対 象	0.30%		
対 象	0.30～1.05% (注1)	1.80% (注2)	<p>(注1) 設備資金の場合、五島市が全額保証料助成を行います。 (注2) 設備資金の場合、五島市が全額の利子補給を行います。運転資金の場合、五島市が0.4%の利子補給を行います。 ※いずれも五島市への交付申請が必要です。</p>
	0.45～1.90% (注3)		
対 象	0.45～1.90% (注4)	1.50% (注4)	<p>異なる業種の判断は、日本標準産業分類の細分類を基準とします。 商工会議所または商工会が発行する『創業資金融資あっせん書(写)』 異なる業種の事業を新たに開始する場合は『事業計画書』 申込先：福江商工会議所、五島市商工会 (注3) 五島市が、融資開始後3年間の全額保証料助成を行います。 (注4) 五島市が、融資開始後3年間の利子補給を行います。 ※いずれも、五島市への交付申請が必要です。</p>
対 象	0.45～1.90%	1.90%	雲仙市商工会が発行する『雲仙市中小企業振興資金借入に係る確認書(写)』

制 度 名		概 要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
市町制度（佐世保支所管轄地域）	佐世保市中小企業創業資金保証（佐世保創業）	市内で新たに事業を開始する方または市内で創業後5年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証 ※NPO法人は対象外	2,000万円	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
	平戸市中小企業創業支援資金保証（平戸創業）	平戸市内に住所を有し、市内で新たに事業を開始する方または、市内で創業後5年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証 ※NPO法人は対象外	1,000万円	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 原則、均等返済
	東彼杵町中小企業創業支援資金保証（東彼杵創業）	東彼杵町内で新たに事業を開始する方または町内で創業後1年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証 ※NPO法人は対象外	500万円	7年以内 (うち据置1年以内) 原則、分割返済
	川棚町創業支援資金保証（川棚創業）	川棚町内で新たに事業を開始する方または町内で創業後1年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証 ※NPO法人は対象外	500万円	7年以内 (うち据置1年以内) 一括または分割返済
	波佐見町創業支援資金保証（波佐見創業）	波佐見町内で新たに事業を開始する方または町内で創業後1年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証 ※NPO法人は対象外	500万円	7年以内 (うち据置1年以内) 一括または分割返済
	佐々町創業支援資金保証（佐々創業）	佐々町内で新たに事業を開始する方または町内で創業後1年未満の創業者に対する創業関連保証に準じた保証 ※NPO法人は対象外	500万円	7年以内 (うち据置1年以内) 一括または分割返済
	佐世保市中小企業小口事業資金保証（佐世保小口）	佐世保市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う小規模企業者に対する小口事業資金について行う保証	2,000万円	運転7年以内 (うち据置1年以内) 設備10年以内 (うち据置1年以内) 原則、分割返済
	佐世保市中小企業緊急経営対策資金保証（佐世保緊急）	佐世保市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する次の資金について行う保証 ①連鎖倒産防止資金（運転資金に限る） ②円高対策資金 ③災害等対策資金 ④下請企業等経営安定資金 ⑤不況対策資金 ⑥危機対策資金 ※連鎖倒産防止資金は別枠2,000万円 ※危機対策資金は別枠3,000万円（ただし、佐危機関連と合算で3,000万円以内）	3,000万円	10年以内 (うち据置2年以内) 分割返済
	佐世保市中小企業経営合理化資金保証（佐世保合理化）	佐世保市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する、経営の合理化に必要な資金について行う保証	3,000万円	10年以内 (うち据置1年以内) 分割返済

責任共有制度対象	貸付金額に対する保証料率(年率)	貸付利率(年率)	備考 (資格要件、特に必要とする書類等)
(創業関連) 対象外	市が全額補助	0.70% 認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合 0.50%	事業を行っていない個人、市内で事業開始（会社設立）後5年未満の個人・会社または分社後5年未満の会社。 商工会議所・商工会が発行する『佐世保市中小企業創業資金あっせん書（写）』（認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合を除く） 認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は『認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市長の証明書（写）』 新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』 申込先：佐世保商工会議所、佐世保市北部商工会、宇久町商工会 ただし、認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、上記証明書を添付し、取扱金融機関に直接申し込みができます。 ※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、一般保証枠を利用するか他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。
(創業関連) 対象	0.45～1.14%		
(創業関連) 対象外	市が全額補助	1.40%	事業を行っていない個人、市内で事業開始（会社設立）後5年未満の個人・会社、または分社後5年未満の会社。 個人で事業を営むものは、平戸市内に住所を有していること 新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』 認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は『認定特定創業支援等事業による支援を受けたことについての市長の証明書（写）』 申込先：平戸商工会議所、平戸市商工会 ※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。
(創業関連) 対象外	町が全額補助	1.50%	事業を行っていない個人、町内で事業開始（会社設立）後1年未満の個人・会社または分社後1年未満の会社。 事業開始までに東彼杵町内に住所（会社の場合は登記上の所在地）を有していること 東彼杵商工会が発行する『東彼杵町創業資金融資あっせん書（写）』 新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』 申込先：東彼杵商工会 ※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。
(創業関連) 対象外	町が全額補助	1.50%	事業を行っていない個人、町内で事業開始（会社設立）後1年未満の個人・会社または分社後1年未満の会社。 東彼杵商工会が発行する『川棚町創業資金貸付あっせん書（写）』 新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』 申込先：東彼杵商工会川棚支所、十八親和銀行川棚支店、十八親和銀行川棚中央支店 ※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。
(創業関連) 対象外	町が全額補助	1.40%	事業を行っていない個人、町内で事業開始（会社設立）後1年未満の個人・会社、または、分社後1年未満の会社。 事業開始までに波佐見町内に住所を有していること 東彼杵商工会が発行する『波佐見町創業資金貸付あっせん書（写）』 新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』 申込先：東彼杵商工会波佐見支所 ※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。
(創業関連) 対象外	町が全額補助	1.30%	事業を行っていない個人、町内で事業開始（会社設立）後1年未満の個人・会社、または、分社後1年未満の会社。 『町税の納税証明書（未納がない旨のもの）』、『佐々町創業支援資金貸付申込書（写）』、『佐々町創業支援資金融資あっせん書（写）』のいずれか 新たに事業を開始する場合は、保証協会所定の『創業・再挑戦計画書』 申込先：佐々町商工会、十八親和銀行 ※資金使途に不動産取得資金等が含まれる場合は、他制度に変更の上、担保をお願いすることができます。
対象	0.45～1.14%		
(特別小口保険) 対象外（注）	0.75%	1.10%	* 特別小口保険を利用する場合は、特別小口保証に準じる。 * 経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。
(経営安定関連1～4、6号) 対象外	0.48%		(注) NPO法人（医業を主たる事業とする法人を除く）が、特別小口保険を利用する場合は、責任共有制度の対象になります。
(経営安定関連5、7、8号) 対象	0.48%		
対象	0.45～1.14%	1.20%	
(経営安定関連1～4、6号) 対象外	0.48%	連鎖倒産 防 止 資 金、 災 害 等 対 策 資 金 の 場 合 1.10%	* 経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 『中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による市町の認定書』（同認定による連鎖倒産防止資金の場合） 『長崎県産業振興財団に登録された旨の証明書』（同登録による下請企業等経営安定資金の場合） 『市長の認定書』（前記2資金以外の場合）
(経営安定関連5、7、8号) 対象	0.48%		
対象	0.45～1.14%	1.30%	
(経営安定関連1～4、6号) 対象外	0.48%	先端設備 等導入計 画に基づ く設備資 金の場 合 1.20%	* 経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 * 特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画を策定し、資金使途に設備資金を含む場合は、先端設備等導入計画に係る認定申請書および認定書（写）が必要。
(経営安定関連5、7、8号) 対象	0.48%		

制度名	概要	保証限度額 [貸付限度額]	期間・返済方法
市町制度（佐世保支所管轄地域）	佐世保市中小企業承継資金保証（佐世保承継）	佐世保市内に事業所を有し、事業承継計画を策定し、計画に従って事業承継を行う中小企業者に対する事業承継に必要な資金について行う保証	4,000万円 10年以内（うち据置1年以内）
	佐世保市中小企業工口資金保証（佐世保工口）	佐世保市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者が、環境に配慮した経営に積極的に取組み、CO ₂ 削減、省エネ対策、節電対策等の設備導入のために必要な資金（設備資金）について行う保証	1,000万円 ただし、対象事業費を限度とする 設備10年以内（うち据置1年以内） 分割返済
	佐世保市中小企業D×資金保証（佐世保D×）	佐世保市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者が、経営のIT化、デジタル化またはデジタルトランスフォーメーションに必要な資金について行う保証	3,000万円 10年以内（うち据置1年以内）
	佐世保市中小企業緊急経営対策危機関連保証（佐危機関連）	危機関連保証制度に準拠し、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者に対して信用保証協会が資金調達支援を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とした保証	3,000万円 ただし、佐世保緊急の危機対策資金と合算で3,000万円以内とする。 10年以内（うち据置2年以内）
	平戸市中小企業振興資金保証（平戸）	平戸市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証 ①振興資金 経営の安定に必要な資金 ②緊急対策資金 自然災害等により被害を受け、その復旧に係る資金または市長が特別に認める経済的環境の変化により経営の安定に必要な資金	2,000万円 3,000万円 ただし、佐世保緊急の危機対策資金と合算で3,000万円以内とする。 10年以内（うち据置1年以内） 一括または分割返済
	松浦市中小企業振興資金保証（松浦）	松浦市内に事業所を有し、市内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証	500万円 運転7年以内 設備10年以内 一括または分割返済
	西海市産業振興資金保証（西海）	西海市内に住所を有し、市内で同一事業を継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証 ①振興資金 ②災害復旧資金	1,000万円 運転7年以内 設備10年以内（うち据置1年以内） 元金均等・元利均等 一括返済
	東彼杵町中小企業振興資金保証（東彼杵）	東彼杵町内に事業所を有し、町内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証	500万円 7年以内 原則、分割返済
	川棚町中小企業振興資金保証（川棚）	川棚町内に店舗または工場を有し、町内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証	1,000万円 運転7年以内（うち据置1年以内） 設備10年以内（うち据置1年以内） 原則、分割返済
	波佐見町中小企業振興資金保証（波佐見）	波佐見町内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証	700万円 7年以内 一括または分割返済
	佐々町中小企業振興資金保証（佐々）	佐々町内に事業所を有し、町内で同一事業を1年以上継続して行う中小企業者に対する事業資金について行う保証	500万円 10年以内（うち据置1年以内） 一括または分割返済

責任共有 制度対象	貸付金額に に対する保証料率 (年率)	貸付利率 (年率)	備 考 (資格要件、特に必要とする書類等)
対象	0.36～1.52%	1.30%	<p>事業承継計画を策定し、計画に従って事業承継を行う中小企業者であって、次の①から④のいずれかに該当し、かつ、⑤に該当する者とする。</p> <p>①個人事業主から事業の承継を行う個人もしくは会社 ②代表者の交代による経営の承継を行う会社 ③事業承継のために設立された持株会社 ④被承継者の事業の承継を行う個人もしくは会社 ⑤申込人について市税の未納がないこと 『事業承継計画書（確定版）』 『資金使途に係る確認資料』 株式取得資金の場合は、税理士等が作成した『株式評価算定書』</p>
対象	0.30～1.05%	1.10%	<p>次の①～⑥のいずれかに該当する設備の導入等に必要な資金</p> <p>①低公害車購入②新エネルギー・省エネルギー設備導入③雨水・再生水利用システム設備導入④廃棄物リサイクル設備導入⑤ISO14000シリーズの取得に係る設備導入⑥その他市長が特別に認める整備および設備を導入しようとする方 『資金使途の確認資料（設備見積書等）』</p>
エネルギー対策保険	0.60%		※エネルギー対策保険を利用する場合は、エネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置に係る費用（設備資金）に限る。
対象	0.45～1.14%	0.70%	<p>次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。</p> <p>①コンピュータ（ソフトウエアを含む）、周辺装置、端末装置、被制御設備、これらに関連する設備など、デジタル化やIT化等デジタル技術の導入に要する費用全般 ②データおよびデジタル技術を活用し、製品、サービス、ビジネスモデル等を変革するデジタルransフォーメーションの構築に要する費用 ③関連建物・構築物（上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物およびそれらの設置に必要不可欠な土地） ④関連セミナー費用、研修費用等ソフト経費 ⑤その他、市長が特別に認める整備および設備等の導入にかかる事業</p>
対象外	0.48%	1.20%	<p>中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた方。 『中小企業信用保険法第2条第6項の規定による市町村長又は特別区長の認定書』</p>
対象	0.45～1.34% ただし平成27年度 から令和5年度ま での新規融資分に 限り市が全額補助	1.70%	<p>個人で事業を営む者は、平戸市内に住所を有していること。 緊急対策資金は、『り災証明』を受けた方 または、市長が認定の都度に定める要件に該当する方 …市が別に定める『認定申請書』</p> <p>申込先：平戸商工会議所、平戸市商工会</p>
対象	0.45～1.20%	1.50%	申込先：松浦商工会議所、松浦市福鷹商工会
対象	市が全額補助	1.40%	<p>【原則として、無担保】 西海市商工会が発行する『産業振興資金金融資推奨書』 災害復旧資金の場合は『市長の認定書』 申込先：西海市商工会を経由し、取扱金融機関に申し込む</p>
対象	町が全額補助	1.50%	申込先：東彼商工会
対象	0.00～0.90% (年1.00%を上限 として町が補助)	1.50%	申込先：東彼商工会川棚支所、十八親和銀行川棚支店、十八親和銀行川棚中央支店
対象 (経営安定関連1～4、6号) 対象外 (経営安定関連5、7、8号) 対象	町が全額補助	1.60%	<p>個人事業主の場合は、波佐見町内に住所を有していること。 *経営安定関連を利用する場合は、セーフティネット保証に準じる。 申込先：東彼商工会波佐見支所、十八親和銀行波佐見支店、十八親和銀行波佐見中央支店</p>
対象	0.00～0.90%	1.40%	申込先：佐々町商工会、十八親和銀行

信用保証料率表

(リスク考慮型保証および地方公共団体補助対象保証制度)

(貸付金額に対する年率、単位：%)

制度名(略称)		保険・特例		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
一般		普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
協会制度	全国小口	普通・無担保保険	基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	根・割引	普通・無担保保険	基準料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	根・当座											
	根・カード											
	わくわく700											
	わくわくミニ											
	エクセルント長崎	普通・無担保保険	基準料率	基準料率区分①～⑤は対象外					0.77	0.61	0.46	0.35
	根当座・財務型	普通・無担保保険	基準料率	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.77	0.61	0.46	0.35
	マル優長期	普通・無担保保険	基準料率	基準料率区分①～⑤は対象外					0.900	0.720	0.540	0.405
	SYOKEI 経営承継	普通・無担保保険 (経営承継関連)	基準料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36
会制度	承継特別・経営承継借換	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	中小企業活性化協議会などの確認を受けた場合	(経営承継借換関連特例)	基準料率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
	特定社債	特定社債保険	基準料率	1.45	1.35	1.25	1.15	1.00	0.90	0.80	0.60	0.45
	特定社債・貢献	特定社債保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	伴走特別 (※1)	普通・無担保保険 (責任共有・対象)	基準料率	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
			国補助率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
			利用者負担率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	改善サポート (※1)	普通・無担保保険 (責任共有・対象外)	基準料率	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
			国補助率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
			利用者負担率	0.85					0.65			
県制度	みらい	普通・無担保保険	基準料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
			基準料率	0.80					0.40			
			補助率	0.40					0.40			
	県創業バックアップ	(創業関連)	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
			利用者負担率	1.50	1.35	1.15	0.95	0.75	0.60	0.40	0.20	0.05
	県小口	(普通保険)	基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
			補助率	0.60	0.55	0.50	0.45	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00
			利用者負担率	1.60	1.45	1.30	1.15	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50
	県経営安定	普通・無担保保険	基準料率	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80
			補助率	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35
			利用者負担率	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45
県制度	県経営安定短期	(経営安定関連)	基準料率	1.30	1.20	1.10	1.00	0.80	0.75	0.70	0.60	0.45
			補助率	0.80 (5、7、8号 0.75)					0.35 (5、7、8号 0.35)			
			利用者負担率	0.45 (5、7、8号 0.40)					0.45 (5、7、8号 0.40)			
	県地域産業支援	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.00	0.95	0.85	0.75	0.75	0.65	0.50	0.40	0.40
			利用者負担率	0.90	0.80	0.70	0.60	0.40	0.35	0.30	0.20	0.05
	県緊急支援	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.00	0.95	0.85	0.75	0.75	0.65	0.50	0.40	0.40
			利用者負担率	0.90	0.80	0.70	0.60	0.40	0.35	0.30	0.20	0.05
		(国からの保証料補助がある既保証の借換えを含む場合)	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.60	0.55	0.45	0.35	0.35	0.25	0.10	0.00	0.00
			利用者負担率	1.30	1.20	1.10	1.00	0.80	0.75	0.70	0.60	0.45
		(経営安定関連)	基準料率	0.80 (5、7、8号 0.75)					0.75 (5、7、8号 0.75)			
			補助率	0.05 (5、7、8号 0.00)					0.05 (5、7、8号 0.00)			

制度名(略称)		保険・特例		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
県 制 度	県緊急支援	経営安定関連 (国からの保証料補助がある既保証の借換えを含む場合)	基準料率	0.80 (5、7、8号 0.75)								
			補助率	0.35								
			利用者負担率	0.45 (5、7、8号 0.40)								
	県伴走特別 (※1)	普通・無担保保険 (責任共有・対象)	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			国補助率	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25
			県補助率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		(経営安定関連)	基準料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
			国補助率	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30
	県事業承継	普通・無担保保険 (経営安定関連)	県補助率	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			基準料率	0.85								
			国補助率	0.65								
市町 制 度 (本所管轄地域)	県再生支援	普通・無担保保険	県補助率	0.20								
			利用者負担率	0.00 (条件変更保証料は国の補助の対象外 0.65 又は 0.85)								
			基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	県組合振興	普通・無担保保険	補助率	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
			利用者負担率	1.50	1.35	1.15	0.95	0.75	0.60	0.40	0.20	0.05
			基準料率	0.80 (5、7、8号 0.75)								
	県地方創生	普通・無担保保険	補助率	0.40 (5、7、8号 0.40)								
			利用者負担率	0.40 (5、7、8号 0.35)								
			基準料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36
	県危機関連	(危機関連)	補助率	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.36
			利用者負担率	1.12	1.00	0.84	0.68	0.52	0.40	0.24	0.08	0.00
			基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	長創業	(創業関連)	補助率	0.60	0.55	0.45	0.35	0.35	0.25	0.10	0.00	0.00
			利用者負担率	1.30	1.20	1.10	1.00	0.80	0.75	0.70	0.60	0.45
			基準料率	0.20								
	長小	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	0.475	0.438	0.388	0.338	0.288	0.250	0.200	0.150	0.000
			利用者負担率	1.425	1.312	1.162	1.012	0.862	0.750	0.600	0.450	0.450
	長短期	普通・無担保保険	基準料率	0.80								
			補助率	0.80								
			利用者負担率	0.00								
	長崎工コ資金 長いきいき企業者支援 長いきいき環境整備	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	長災害復旧	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	長危機関連	(危機関連) ※1~6号に限る	基準料率	0.00 (5号 0.00)								
			補助率	0.00 (5号 0.00)								
			利用者負担率	0.00 (5号 0.00)								
	長倒産	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	諫早創業	(創業関連)	基準料率	0.80 (5号 0.75)								
			補助率	0.80 (5号 0.75)								
			利用者負担率	0.00 (5号 0.00)								

制度名(略称)		保険・特例		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
市町制度(本所管轄地域)	諫早	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.35	0.15	0.00	
			利用者負担率	1.35	1.20	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	0.45	0.45	
	(経営安定関連)		基準料率			0.80 (5、7、8号 0.75)							
			補助率			0.50 (5、7、8号 0.45)							
			利用者負担率			0.30 (5、7、8号 0.30)							
	大村創業		基準料率			0.80							
			補助率			0.80							
			利用者負担率			0.00							
	対馬創業		基準料率			0.80							
			補助率			0.80							
			利用者負担率			0.00							
市町制度(振興)	対馬(振興)	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	1.330	1.225	1.085	0.945	0.805	0.700	0.560	0.420	0.315	
			利用者負担率	0.570	0.525	0.465	0.405	0.345	0.300	0.240	0.180	0.135	
	(経営安定関連) ※5号に限る		基準料率			0.75							
			補助率			0.665							
			利用者負担率			0.085							
	対馬(業容拡大)	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	(経営安定関連) ※5号に限る		基準料率			0.75							
			補助率			0.75							
			利用者負担率			0.00							
市町制度(本所管轄地域)	壱岐	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	
			利用者負担率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	
	(経営安定関連)		基準料率			0.80 (5、7、8号 0.75)							
			補助率			0.50 (5、7、8号 0.45)							
			利用者負担率			0.30 (5、7、8号 0.30)							
	五島	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	0.85	0.85	0.85	0.85	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15	
			利用者負担率	1.05	0.90	0.70	0.50	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	
	長与創業		基準料率			0.80							
			補助率			0.80							
			利用者負担率			0.00							
	長与	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	
			利用者負担率	0.950	0.875	0.775	0.675	0.575	0.500	0.400	0.300	0.225	
市町制度(佐世保支所管轄地域)	佐世保創業	(創業関連)	基準料率			0.80							
			補助率			0.80							
			利用者負担率			0.00							
	(一般)		基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	0.76	0.70	0.62	0.54	0.40	0.25	0.05	0.00	0.00	
			利用者負担率	1.14	1.05	0.93	0.81	0.75	0.75	0.75	0.60	0.45	
	佐世保小口	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	0.76	0.70	0.62	0.54	0.40	0.25	0.05	0.00	0.00	
			利用者負担率	1.14	1.05	0.93	0.81	0.75	0.75	0.75	0.60	0.45	
	佐世保緊急	(経営安定関連)	基準料率			0.80 (5、7、8号 0.75)							
			補助率			0.32 (5、7、8号 0.27)							
			利用者負担率			0.48 (5、7、8号 0.48)							
	佐世保緊急	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	0.76	0.70	0.62	0.54	0.40	0.25	0.05	0.00	0.00	
			利用者負担率	1.14	1.05	0.93	0.81	0.75	0.75	0.75	0.60	0.45	
	佐危機関連	(経営安定関連)	基準料率			0.80 (5、7、8号 0.75)							
			補助率			0.32 (5、7、8号 0.27)							
			利用者負担率			0.48 (5、7、8号 0.48)							
	佐世保合理化	普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	0.76	0.70	0.62	0.54	0.40	0.25	0.05	0.00	0.00	
			利用者負担率	1.14	1.05	0.93	0.81	0.75	0.75	0.75	0.60	0.45	

制度名(略称)		保険・特例		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
市 町 制 度 一 佐 世 保 支 所 管 轄 地 域	佐世保合理化	(経営安定関連)	基準料率			0.80	(5、7、8号	0.75)					
			補助率			0.32	(5、7、8号	0.27)					
			利用者負担率			0.48	(5、7、8号	0.48)					
佐世保工コ		普通・無担保保険	基準料率	1.75	1.60	1.40	1.20	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	
			補助率	0.70	0.64	0.56	0.45	0.25	0.10	0.00	0.00	0.00	
			利用者負担率	1.05	0.96	0.84	0.75	0.75	0.75	0.65	0.45	0.30	
		エネルギー対策保険	基準料率			1.00							
			補助率			0.40							
			利用者負担率			0.60							
佐世保DX		(一般)	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	0.76	0.70	0.62	0.54	0.40	0.25	0.05	0.00	0.00	
			利用者負担率	1.14	1.05	0.93	0.81	0.75	0.75	0.75	0.60	0.45	
佐世保承継		普通・無担保保険	基準料率	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36	
			補助率	—	—	0.49	0.33	0.17	0.05	—	—	—	
			利用者負担率	1.52	1.40	0.75	0.75	0.75	0.75	0.64	0.48	0.36	
平戸創業		(創業関連)	基準料率			0.80							
			補助率			0.80							
			利用者負担率			0.00							
平戸		普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
松浦		普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	0.70	0.58	0.40	0.25	0.15	0.10	0.00	0.00	0.00	
			利用者負担率	1.20	1.17	1.15	1.10	1.00	0.90	0.80	0.60	0.45	
西海		普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
東彼杵創業		(創業関連)	基準料率			0.80							
			補助率			0.80							
			利用者負担率			0.00							
東彼杵		普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
川棚創業		(創業関連)	基準料率			0.80							
			補助率			0.80							
			利用者負担率			0.00							
川棚		普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
			利用者負担率	0.90	0.75	0.55	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00	
波佐見創業		(創業関連)	基準料率			0.80							
			補助率			0.80							
			利用者負担率			0.00							
波佐見		普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			利用者負担率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		(経営安定関連)	基準料率			0.80 (5、7、8号 0.75)							
			補助率			0.80 (5、7、8号 0.75)							
			利用者負担率			0.00 (5、7、8号 0.00)							
佐々創業		(創業関連)	基準料率			0.80							
			補助率			0.80							
			利用者負担率			0.00							
佐々		普通・無担保保険	基準料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			補助率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	0.80	0.60	0.45	
			利用者負担率	0.90	0.75	0.55	0.35	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00	

(注)「長経営安定」「島原」「大村」「五島(業容拡大)」「雲仙」の普通・無担保保険対象は、責任共有保証料率の基準料率が適用されます。

取扱金融機関一覧表 (取扱金融機関が定められている保証制度)

制度名(略称)		金融機関名
協会制度	特定社債	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、商工組合中央金庫、佐賀共栄銀行
	一括支払保証	(当協会と専用の約定書を締結した金融機関)
県制度	県小口	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、肥後銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、近畿産業信用組合、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、商工組合中央金庫、長崎県医師信用組合
	県経営安定	
	県経営安定短期	
	県経営安定長期設備	
	県経営力強化	
	県事業承継	
	県緊急支援	
	県伴走特別	
	県危機関連	
	県再生支援	
市町制度(本所管轄地域)	県創業パックアップ	
	県地域産業支援	
	県地方創生	
市町制度(佐世保支所管轄地域)	県組合振興	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、肥後銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、福江信用組合、近畿産業信用組合、みずほ銀行、三井住友銀行、商工組合中央金庫
	長崎市制度	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、長崎銀行、たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫
	島原市制度	十八親和銀行、長崎銀行、たちばな信用金庫の島原市内各支店
	諫早市制度	十八親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫
	大村市制度	十八親和銀行、長崎銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合
	対馬市制度	十八親和銀行の対馬市内各支店
	壱岐市制度	十八親和銀行の壱岐市内各支店
	五島市制度	十八親和銀行の五島市内各支店、福江信用組合
	雲仙市制度	十八親和銀行
市町制度(佐世保支所管轄地域)	南島原市制度	十八親和銀行、長崎銀行の南島原市内各支店
	長与町制度	十八親和銀行、長崎銀行、たちばな信用金庫の長与町内各支店
	佐世保市制度	十八親和銀行、福岡銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、長崎銀行、佐賀共栄銀行、九州ひぜん信用金庫、西海みずき信用組合、商工組合中央金庫
	平戸市制度	十八親和銀行の平戸市内各支店
	松浦市制度	十八親和銀行の松浦支店、松浦中央支店
	西海市制度	十八親和銀行、長崎銀行の西海市内各支店
	東彼杵町制度	十八親和銀行の彼杵支店
	川棚町制度	十八親和銀行の川棚支店、川棚中央支店
市町制度(佐世保支所管轄地域)	波佐見町制度	十八親和銀行の波佐見支店、波佐見中央支店
	佐々町制度	十八親和銀行

保証申込時の必要書類

保証申込には、主に次の書類が必要となります。また、ご利用いただく保証制度により所定の書類が必要になることがあります。

※太字は保証協会所定の様式です。また、○は内容に変更がなければ必要ありません。
このほか、必要に応じて、その他の書類のご提出をお願いする場合もあります。

	初回	2回目以降	必要に応じて	備考
信用保証依頼書	●	●		
(裏面) 資格要件申告欄			●	「根・当座」「根・カード」等の場合
信用保証委託申込書	●	●		【特定社債】、「ABL 保証」等は専用様式】
(裏面) 保証人等明細			●	連帯保証人または物上保証人がいる場合
申込人（企業）概要	●	○		前回提出後、3年以上経過している場合は必要
信用保証委託契約書（R 3.7.1以降後取り）	●	●		【特定社債】、「ABL 保証」等は専用様式】
個人情報の取扱いに関する同意書(包括同意書)	●	○		申込人、連帯保証人が個人の場合
確定申告書2期分〔決算書、勘定科目明細〕(写)	●	○		税務署受付印があるもの（電子申告の場合は受信通知を印刷したものを添付）
試算表(写)			●	決算期から6ヶ月以上経過している場合
定款(写)・商業登記事項証明書(写)	●	○		法人・組合の場合
印鑑証明書(写)	●	○		申込人・連帯保証人・物上保証人のもの
「保証協会団信」加入意思確認書			●	【加入しない場合は写し(原本は金融機関保管)、加入する場合は原本】
債務弁済委託契約申込書・団信申込書兼告知書			●	団信に加入する場合
健康診断結果証明書			●	融資金額が5,000万円超で団信に加入する場合
納税証明書			●	県市町制度の場合など
許認可証等(写)	●	○		許認可等を必要とする業種の場合
従業員数確認書類〔労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写)または日本年金機構等公的機関による証明書〕	●	○		資本金が規定の金額を超え、かつ従業員数が規定の90%を超える場合
住民票(写)、もしくは在留カード(写)、特別永住者証明書(写)	●	○		申込人または連帯保証人が外国人の場合
性風俗関連特殊営業の宣誓書	●	●		営業実態がラブホテルに類似している場合等、性風俗関連特殊営業に該当するか否か判別がつきにくい場合
受注工事明細書	●	●		建設業の場合(金融機関所定の様式で代用可能)
工事請負契約書・注文書(写)			●	建設業で工事金を返済財源とする場合など
資金繰表			●	建設業の場合など
見積書・売買契約書・建築確認申請書等(写)			●	設備資金の場合
返済計画表			●	設備資金の場合など
手形・電子記録債権明細書・信用照会(写)			●	手形・電子記録債権割引または商手担保の場合
「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト等(写)・確認・同意書			●	税理士連携保証を利用し、保証料に同要領に基づく会計割引を適用する場合
不動産登記事項証明書・所在地図・公図・地積測量図・建物図面等(写)・金融機関の担保物件明細書(写)			●	新規に担保提供する場合または再評価が必要な場合
求償特約の念書			●	担保提供者が物上保証人の場合
信用保証料分割支払承認依頼書			●	信用保証料を分割で支払う場合

NPO 法人の場合は、別途、特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類が必要になります。
 「事業報告書」、「計算書類（活動計算書および貸借対照表）および財産目録」
 「年間役員名簿」、「社員のうち十人以上の者の氏名および住所を記載した書面」

当協会の事務担当窓口

当協会の事務担当窓口は次のとおりです。お気軽にお電話ください。

事務内容	担当窓口	
	本所 (代表: 095-822-9171)	佐世保支所 (代表: 0956-23-3295)
総合企画に関すること		
機関誌、ホームページ等、協会の広報に関すること	本所・企画情報課 (直通: 095-822-9174)	
保証制度の創設、改廃に関すること		
保証相談、経営相談（創業、再生支援に関するものを除く。）		
保証および条件変更の申込受付に関すること		
保証申込の審査に関すること		
条件変更申込の審査に関すること（返済方法変更以外）		
担保の設定、変更、抹消等に関すること	保証課 (直通: 095-822-9172)	保証課 (0956-23-3295)
保証料の徴収、管理および保証料の返戻に関すること		
保証協会団体信用生命保険「保証協会団信」に関すること	保証事務課 (直通: 095-822-9173)	
信用保証書および変更保証書の発行、訂正(再発行)、取下げに関すること		
信用保証書の有効期限延長に関すること		
貸付実行、償還等の各種報告に関すること		
金融機関、商工関係団体等との業務研修会（保証等）に関すること		
創業支援、経営支援、条件変更に関する相談		
条件変更申込の審査に関すること（返済方法変更に限る）		
条件変更と同時に保証申込の審査に関すること		
創業支援、経営支援に係る保証申込に関すること	経営支援課 (直通: 095-822-9932)	経営支援課 (0956-23-3295)
金融機関、商工関係団体等との業務研修会（経営支援等）に関すること		
金融機関が行うモニタリング報告に関すること		
「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」に関すること		
「サポート会議」に関すること		
経営改善計画策定支援事業に関すること		
再生支援に係る相談・保証申込に関すること		
延滞債務の管理に関すること	再生支援課 (直通: 095-822-9175)	
事故報告の受付および事故案件の管理に関すること		
事故案件に係る保証申込、条件変更に関すること		
経営支援強化促進事業に関すること	本所・専門家派遣担当 (直通: 095-822-9903)	
専門家派遣事業に関すること		
代位弁済の請求受付、審査および履行に関すること	本所・管理事務課 (直通: 095-822-9909)	
代位弁済に係る担保移転および預金相殺に関すること		
求償権の回収および管理に関すること	本所・再生支援課 (直通: 095-822-9175)	

本所および佐世保支所の担当区分

お客様の住所・本店所在地により区分しています。

(本 所) 長崎市、島原市、諫早市、大村市、対馬市、壱岐市、五島市、雲仙市、南島原市
長与町、時津町
(佐世保支所) 佐世保市、平戸市、松浦市、西海市
東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町

当協会からのファクシミリ送信について

1. 信用保証書と変更保証書の当日発行分について、その内容を申込金融機関店舗に隨時、ファクシミリ送信しています。
2. 企画情報課所管の簡易な通知文書について
簡易な通知文書（公印省略文書）については、ファクシミリ送信によりご通知するようにしておりますので、通常の文書同様に保管していただきますようよろしくお願いします。

当協会のホームページについて

当協会では各種相談窓口の設置、保証制度の創設・改正等の新しい情報についてホームページを随時更新し、掲載していますのでご活用ください。
また、当協会のホームページから独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「経営自己診断システム」（利用料無料、登録不要）もご利用いただけます。

本 所

〒850-8547 長崎市桜町4番1号 代表TEL 095(822)9171
(長崎商工会館内6F・7F) [7F]FAX 095(824)1067
[6F]FAX 095(827)0519



佐世保支所

〒857-0053 佐世保市常盤町2番17号 TEL 0956(23)3295
FAX 0956(25)5897

